

## ～ 特集 ～

### 私たちのシンポ「アジア諸国の司法アクセス」 －法整備に関する学生のシンポジウム－

国際協力部教官  
中 村 憲 一

法務総合研究所では、若者に法整備支援に対する興味を持ち、関心を深めてもらうという、広報ないし人材育成の観点から、2009年、大学生を中心に法整備支援に関する発表の機会を提供するシンポジウムを始めた。その趣旨及びその後の経緯に関しては、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授の趣旨説明に詳しいので、ここでの詳述は避けるが、翌2010年から、名古屋大学・法政国際教育協力センター(CALE)が実施するサマースクールで国際協力部教官・部長が講義し、学生に課題を与え、シンポジウムで研究成果を発表する連携を始めた。

その一方で、法務総合研究所・名古屋大学だけでなく、慶應義塾大学、神戸大学もシンポジウムの主催者に加わり、より望ましい連携企画のあり方について協議を重ねる中、2012年は、シンポジウムを冬に開催する一方、春には東京でキックオフ・セミナーを行い、法整備支援に関心を持つ学生らに対し、通年にわたり法整備支援に接する機会を提供することとした<sup>1</sup>。

このように、通年のスケジュールを変更すると並行して、2012年度は、シンポジウムの運営を段階的に学生の手に移す年となった。この点についても、

<sup>1</sup> 過去のシンポジウムについては、本誌41号(2009年12月号)、同46号(2011年3月号)、同49号(2011年12月号)に記事を掲載しているほか、2012年度のキックオフセミナーについては、本誌52号(2012年9月号)に記事を掲載している。

松尾教授の趣旨説明で触れられているほか、末尾の住谷恭平君の付記でも言及されているため参照いただきたいが、学生がポスター及び配布資料等を準備し、当日の司会進行も行う一方、学生のネットワークを基に参加を呼び掛けた結果、発表グループ数及び参加大学数ともに過去最多となった。

以下に紹介する2012年度のシンポジウムの実施状況も、学生のみなさんが中心となってまとめたものである<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 本誌には、パワーポイント資料の全てを掲載していないが、CALEのホームページ(<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>)から入手可能であるので、参考にされたい。

<sup>3</sup> 以下の報告では、会場における口頭表現を尊重しているため、必ずしも公用文の形式にのっとっていないことをあらかじめお断りする。

**2012年度 連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野」第3弾**  
**私たちのシンポ『アジア諸国の司法アクセス』**  
**－法整備に関する学生のシンポジウム－**

■ 日時：2012年11月17日（土）

■ 場所：慶應義塾大学三田キャンパス

■ プログラム内容

12:30 開場・受付

13:00～13:15 趣旨説明

13:15～14:45 学生発表<前半>

① ベトナム ②ウズベキスタン ③中国 ④東ティモール

14:45～15:00 休憩

15:00～16:30 学生発表<後半>

① インドネシア ②ミャンマー ③ラオス ④カンボディア

16:45～18:00 コメント&ディスカッション

18:00～18:15 閉会の辞

18:30～ 交流会

■ 発表参加大学

慶應義塾大学・神戸大学大学院国際協力研究科G S I C S・中央大学・名古屋大学・名古屋大学法科大学院・名古屋大学法学研究科・南山大学・日本大学・一橋大学・一橋大学法学研究科・早稲田大学法科大学院

■ 主催・後援

法務総合研究所・財団法人国際民商事法センター・慶應義塾大学大学院法務研究科・神戸大学大学院国際協力研究科・名古屋大学大学院法学研究科・名古屋大学法政国際教育協力研究センター・日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム」・日本学術振興会「博士課程教育リーディングプログラム」・日本学術振興会「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」

## 1. 「私たちのシンポ『アジア諸国の司法アクセス』」趣旨説明

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

みなさんこんにちは。慶應義塾大学の松尾です。最初に私から、本日のシンポジウムの趣旨説明を兼ねて、ひと言ご挨拶を申し上げます。

本日の学生シンポは、5月26日のキックオフ・セミナーを皮切りに、8月6日から8日までのサマースクールを経て、本年度の連携企画の締め括りに当たります。この企画は、昨年2月11日、名古屋大学での法整備支援全体会議の折に、「若手人材育成のための連携企画に関する意見交換会」という主催者間の会議で原案が練られました。しかし、その趣旨はさらに遡ります。

実は、今から3年前、2009年8月29日、「私たちの法整備支援——ともに考えよう！法の世界の国際協力」と題して開かれた会議におけるパネル・ディスカッションのひとつとして、初めて学生2グループによる発表が行われました。これは、当時、法務省法務総合研究所国際協力部の赤根智子部長のイニシアティブにより、学生や若手実務家に法整備支援の実情や魅力を感じてもらうことを目的に開催されました。この会議は当時の法務総合研究所長で、現在最高裁判事をしておられる小貫芳信所長の開会の辞によってスタートしました。この時の「法整備支援は生き甲斐とするに値するものなのだ」というメッセージに込められた最初の企画のコンセプトが、その後引き継がれてきました。まずはこの初心をみなさんと共有しておきたいと思います。

翌2010年は9月3日に「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」として、「法分野での国際協力・国際貢献」について、学生のみなさんに研究発表を通じて理解を深めてもらうことに一層力点を置く形で、「トラモンターナ民主共和国」という架空の国から法整備支援要請を受けたことを想定し、何を目標に、どのような手法で、誰を相手に、何をリソースとして、どこまでの支援をすべきか、その際注意すべき点は何かをテーマに、学生3グループによる発表が行われました。

この年は、名古屋大学のCALEで行われるようになったアジア諸国法研究および法整備支援に関するサマースクールにも多くの学生が参加しましたが、翌2011年はサマースクールとの連携を図りつつ、9月2日に「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」が開かれました。そこでは、日本による法整備支援対象国であるウズベキスタン、カンボジア、東ティモール、ネパールを取り上げ、法整備支援や国づくり支援の現状に対する提言を中心に、学生4グループの報告が行われました。

そして本日、実質的に第4回目の学生シンポを迎えたわけです。今年のトピックは以上のような経緯と経験を踏まえて考案しました。今年の「私たちのシンポ『アジア諸国の司法アクセス』」で私たちは何を論じ、何を明らかにすべきでしょうか。今年は従来のシンポと少し異なる、新しい要素を織り込みました。

今年のトピックは、どのように法整備支援を行うべきかという実践方法を問う前に、法整備支援対象国の法状況がどうなっているかを知るといふ、より地道な基礎情報の分析に

力点を置いています。果たして法の支配度の中核要素を構成する各国の司法アクセスは、法令の量や質で測れるのか、法制度を運用する法曹の数や能力で測れるのか、法制度を利用してきている市民の数や活用能力で測れるのでしょうか。あるいはそうした抽象的な基準をさらにブレイクダウンして、例えば、①100 m<sup>2</sup>の土地を購入し、登記を完了するのにどれだけの費用と時間がかかるのか、②100万円を貸した貸主が期限が到来しても返済しようとしないう借主から返済を受けるまでに通常どれだけの費用や時間がかかるのか、③交通事故に遭って全治3か月の骨折をし、加害者と賠償交渉がまとまらない被害者が救済を受けるのにどれだけの費用と時間がかかるのか、といったような、より具体的な指標を工夫する必要もあるかも知れません。いずれにしても、一見遠回りに見えるそうした活動が、より良い法整備支援に不可欠の基礎情報を提供するでしょう。それは今後の企画をその上に蓄積することを可能にするような、法整備支援のインフラ構築に通じるものかも知れません。一見遠回りに見えるそうした活動が、より良い法整備支援に不可欠のインフラを形成するでしょう。それは今後の企画をそのベースの上に蓄積することを可能にするようなベースを形成するものかも知れません。そして将来、この企画はどのように展開すべきでしょうか。今日のシンポでは全てのみなさんが自分なりにそのことも考えながら参加して下さることを願っています。

今年は、ポスターが学生自身の手で作成されたことに象徴されるように、学生の主体的参加の比重が高まりました。そして、学生間のネットワークの形成を通じ、参加グループが8チームに増え、参加大学が格段に増えたことも新たな歴史を刻むものといえるでしょう。

もっとも、学生参加の比重が高まったとはいえ、今年のシンポジウムもまた多くの関係者の温かい支援によって支えられていることを忘れることができません。大阪の法務省法務総合研究所国際協力部からは中村憲一教官、江藤美紀音教官が、名古屋からは市橋克哉先生、大河内美紀先生、中村真咲先生が、神戸からは四本健二先生が相当きついスケジュールをやりくりして、みなさんボランティアで来て下さいました。今年のポスターは国際民商事法センターの北野貴晶事務局長の御厚意で印刷・配布が可能になりました。また、今年の資料は任意の協力者が昨夕遅くまでかかって印刷と袋詰めがようやく完了しました。

こうしたボランティアな手作りの協力により、はたしてどこまでのことができるかは分かりません。5月のキックオフで始まった今年の企画が、本日どのような結末を迎えるか、ゴールを見失って迷走するかも知れませんし、何らかのゴールをはるか遠くに見出すかも知れません。いずれにしましても、できるだけ多くの皆さんが、自由に意見を表明し合い、シンポジウムから懇親会まで十分に楽しんでいただけることを念じています。

ここからは、今年の企画で連絡・調整に多くの時間を割いてくれた住谷恭平君と布留谷望君に報告第1部、第2部それぞれの司会をバトンタッチして、私の趣旨説明を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

## 2. 国別基礎情報・調査指標<sup>1</sup>

	インドネシア	ミャンマー	ラオス	カンボディア
<b>I. 基礎情報</b>				
人口 (人)	2.38 億人	6242 万(2011)	6,201 千人(2010 年)	14,952,665(July.2012)
男性 / 女性	51.4 : 48.6		3,094 千人/3,107 千人	男性:7,234,699 女性:7,717,966
識字率 (%)	92	92%(2011)	72.6% (2005 年)	
男性/女性	94.7/87.4	93.9/86.4(15 歳以上)	82.5%/63.2%	男性 89%/女性 86%
宗教 (割合比)	イスラム教 88.1% キリスト教 9.3% (プロテスタント 6.1%, カトリック 3.2%) ヒンズー教 1.8% 仏教 0.6% 儒教 0.1% その他 0.1%	仏教 (90%) キリスト教(5%) イスラム教 (4%) 他	仏教 75%, 他キリスト教等	Buddhism 95% 一部イスラム教
民族数	200~300	135	49	24
平均余命 (歳)	68.9	65.2 歳	63 歳 (2010 年)	男性 : 60.5 歳/女性 : 64.3 歳
1 人当たり GDP PPP (USD)	4347	804 ドル(2011)	3,005 ドル(2012 年)	\$900 (2011)
1 人当たり GNI (USD)	336000		2,242 ドル(2011 年)	2,080 ドル
政治体制	共和制・大統領制	大統領制, 共和制	人民民主共和制	立憲君主制
経済体制	資本主義	市場経済 (進行中)	一部市場経済主義	資本主義
経済成長率 (%)	6.5%	5.5%(2011)	8.3%(2012 年)	6.1%
貧困比率 (%)	11.96		27.6% (2008 年)	31% (2007)
職業別従業者 (%) (GDP 比)			(2011 年)	(2008)
農林水産業	13.1	40.3%	75%	72.29
鉱業・採石業	8			0.07
製造業	25.7	16.9%	8%	6.19
電気・ガス・水道業	0.7			0.23
建設業	6.4	4.2%		2.04
商業	17.3			7.75
運輸・倉庫・通信業	9.4	11.9%		2.34
金融・不動産業	9.5			0.25
サービス業	9.4		15%	4.41
その他	0.5	21.0%(貿易業など)	2%	

<sup>1</sup> 各担当グループが調査・入力した内容を基にしているため、必ずしも形式が統一されていない。

県市町村数			(2011年)	
県レベル	249		16	23(州)
市レベル	65		1	1(市)
町レベル	4028		140	8(区)
村レベル	67925		8805	14,073(2008)
<b>II. 教育関係</b>				
義務教育年数	6-3-3-4制	5年間	5年	6・3=9
学校数	教育省 宗教省		(2009年,2010年)	--
初等学校レベル	148,964 22,035		5,129校	--
	20,721 10,365		(不完全校 3,839校)	--
中等学校レベル	7,980 3,705		833校	--
	1,902 298	36(総合大学),112(単科大学)	(中高一貫校 371校)	13
高等学校レベル			32校	--
大学レベル	ロースクール制度なし		4校	0
大学院レベル			50校以上	
ロースクール			1校	
就学率 / 退学率	(初等) 119% (中等) 74% (高等) 21%	40% (大学進学率)	92.7% (初等教育)	初等教育就学率 : 94% 中等教育就学率 : 17% (2009)
<b>III. 法律関連</b>				
立法機関	国会		立法院	上院・国民議会
司法権の独立の有無	有(改革中)	実質なし	有	有
選挙制度	(国会) 非拘束名簿式 比例代表制 (大統領) 国民による 直接選挙	小選挙区制	単記非移譲式投票	普通選挙制 (秘密投票)
現存する法律数		多数	89	
裁判所数	(行政裁判所) 22			憲法院 1
簡易裁判所	(宗教裁判所) 330		39	軍法会議 1
家庭裁判所	(軍事裁判所) 26		0	クメール・ルージュ
地方裁判所レベル	295		17	特別裁判部 1
高等裁判所レベル	26		3	23
最高裁判所レベル	1	1	1	1
裁判官数(人)	5300	1500	375人(2012年) 軍事裁判官 29人	271(2011)
人口10万人当たり人数	2.2人		5.87人	1.8人

法律の規定 統一試験 実務修習 年間平均給与	裁判官候補生登用試験 試験合格後2年間 低いらしい	有 有（筆記+面接） 有（9ヵ月）	有 無 有 70~150ドル/月	有 無 有 \$200
検察官数（人） 人口10万人当たり人数 法律の規定 統一試験 実務研修 年間平均給与	5500 2.3人 最高検察庁が実施 検察庁が実施（米国の 支援の下改革中） 低いらしい	1200 有 有（筆記+面接） 有（9ヵ月）	348人（2012年） 5.45人 有 無 有 70~150ドル/月	144（2011） 0.9人 -- 無 無 有 --
弁護士数 人口10万人当たり人数 法律の規定 統一試験 実務修習 年間平均給与	16000 6.7 弁護士会が分裂状態 各弁護士会が実施 各弁護士会による	35000 有 無 無	159人 2.49人 有 有 有 4,000ドル/年	754（2011） 5.06人 有 無 有 --
弁護士費用の決定方法 弁護士報酬の決定方法	訴訟の日数に応じたタ イムチャージ制	相談による（クライア ントの経済状況を考 慮） 同上	依頼者との交渉  依頼者との交渉 （Ex.訴訟額の5~10%）	
民事裁判（第一審）の件数			2,000件	-- --
第一審家事事件の件数			1,000件	--
第一審刑事事件の件数			3,500件	--
死刑制度の有無	有	有（事実上廃止）	有	無
裁判上の和解の有無	制度上はあるが機能し	有	有	有

	ていない。			
<b>IV. 法と市民</b>				
法律扶助制度の有無 内容	無	有 人材育成, 法知識普及 カウンセリング	有 Legal Aid Clinic 村内での法律の普及 無料電話相談	有 リーガル・クリニックを 弁護士養成校に付設
村内での紛争解決手段の有無 方法	有	有 村長による調停	有 村紛争調停機関 (村長によって統括され, 民事事件と軽微な 刑事事件を扱う。)	有 村長 (Village chief elders, Commune councils) に相談
法知識普及に対する政府の関 与の有無 内容	無	憲法の本を発売	有 LBA と司法省 市民に対する法律の 紹介, 法律相談場所 の提供	
一般市民への法知識普及の手 段		国営紙による告知	セミナー, 新聞・雑誌・ テレビ・ラジオなどの メディア	--
リーガルエイドを行う機関 内容	法律援助教会 (NGO) 政治や経済的権利が侵 害されている人々に対 して法的支援を与え る。	ビルマ弁護士協会		NGOs
法律相談所の有無	有	有 (HP なども)		
支援ドナー国	米国 オランダ ドイツ オーストラリア		UNDP the Asia Foundation the European Community オーストラリア 日本 フランス	日本 フランス ドイツ オーストラリア 他



	ベトナム	ウズベキスタン	中国	東ティモール
<b>I. 基礎情報</b>				
人口 (人)	約 8,784 万人 (2011)	2850 万人	133,972 万人	114 万 3667 人
男性 / 女性		1380 万/1400 万		575,165/568,502
識字率 (%)	95%	15~24 歳の識字率	96.3/89.5	58.6%
男性/女性	97%/96%	100%	(2000-2006 年)	/
宗教 (割合)	仏教 カトリック カオダイ教他	イスラム教スンニ派 ロシア正教	仏教 イスラム教 キリスト教など	カトリック 98% プロテスタント 1% イスラム 1%
民族数	54	ウズベク人(80%) ロシア人(5.5%) タジク人(5%) カザフ人(3%)	漢民族及び 55 の少数民族	3 以上
平均余命 (歳)	75 歳	66/72(男/女) 2010~2015 の年平均	73.3 歳 (2010)	68.27
1 人当たり GDP PPP (USD)	1,374 米ドル	1572	約 34,999 元 (2011)	8800
1 人当たり GNI (USD)	1,100 米ドル (購買力平価 2,910 米 ドル)	1280	約 4,382 ドル (2010)	
政治体制	社会主義共和国	共和制	人民民主共和制	共和制
経済体制	市場経済体制	市場経済化中	社会主義市場経済	
経済成長率 (%)	5.9%	8.3%(前年比)	9.2% (2011 年) (中国 国家統計局)	10.6%
貧困比率 (%)	13%	1.25 ドル/日以下で生活 46%	13.06% (一日 1.25 ドル 以下) 29.79% (一日 2 ドル以 下, それぞれ 2008 年) 国内基準は 4.2%	41%
職業別従業者 (%)			(2000 年)	
農林水産業	52.5		64.38	農業 64%
鉱業・採石業	0.96		1.04	
製造業	14.04		12.46	工業 10%
電気・ガス・水道業	0.5		0.63	
建設業	5.33		2.68	サービス 26%

商業			6.69	
運輸・倉庫・通信業	2.72		2.58	
金融・不動産業	0.37(金融仲介)		0.59	
サービス業			2.15	
その他				
県市町村数				
県レベル	58 省	州 12	22 省 (除台湾)	13
市レベル	5 中央直轄市	119	5 自治区	65
町レベル		地区 215	4 直轄市	442
村レベル			2 特別行政区	2225
			331 地区	
			2126 県	
			45462 郷鎮	
<b>II. 教育関係</b>				
義務教育年数	9 年間	9 年	9 年制	
学校数			(2003 年)	
初等学校レベル		4 年	456,903	
中等学校レベル		5 年	64661	
高等学校レベル		3 年	15406	
大学レベル	214 校 (2003)	4 年	1794	
大学院レベル			(2005 年)	
ロースクール				
就学率 / 退学率	小・中学校 90%, 高校 55% 大学 18%	初等教育就学率 90% 中等教育就学率 91%	高等教育機関進学率 23 % (07 年)	
<b>III. 法律関連</b>				
立法機関	国会	オリー・マジリス(議会) (ウズベキスタン共和国 憲法第 76 条)	全国人民代表者大会	一院制
司法権の独立の有無	無	有(ウズベキスタン共和国憲法第 106 条)	無 (法院は全人代の監督を受ける)	有 憲法 68 条
選挙制度	有			
現存する法律数	約 170(憲法・法律 :ベトナム司法省に本文 が掲載されているもの)			

裁判所数 簡易裁判所 家庭裁判所 地方裁判所レベル 高等裁判所レベル 最高裁判所レベル	   630 61 1 (支部 2)	 なし 民事 62 24(各州)+2(タシケント) +1(カラカルパクスタン)=27 1(タシケント)	2003 年 基層：3057 中級：391 高級：31 最高人民法院：(北京に 1 か所)	   地裁 4  最高裁 1
裁判官数 (人) 人口 10 万人当たり人数 法律の規定 統一試験 実務修習 年間平均給与	4680 人 5.4 人  無 有  	     	約 19 万人 (2009)  裁判官法 (1995) 有 (2002～) 規定なし	22 人    
検察官数 (人) 人口 10 万人当たり人数 法律の規定 統一試験 実務研修 年間平均給与	7590 人 8.2 人  無 有  	     	14 万 77 人 (2004)  検察官法 有 規定なし	22 人    
弁護士数 人口 10 万人当たり人数 法律の規定 統一試験 実務修習 年間平均給与	6559 人 7.4 人 有 無 有 (18 か月) 	3000 ?   	14 万 3967 人 (2007)  弁護士法 (96, 07 改正) 有 弁護士事務所での 1 年 以上の実習が登録要件	54 人    
弁護士費用の決定方法  弁護士報酬の決定方法	  	  	弁護士費用弁法により 最低水準が決められて いる	  
民事裁判 (第一審) の件数	177,417		5,800,144 (09)	
第一審家事事件の件数			家事事件は民事事件と して処理	

第一審刑事事件の件数			(07年) 720,666	
死刑制度の有無	有	有	有	
裁判上の和解の有無	有	有	有	
<b>IV. 法と市民</b>				
法律扶助制度の有無 内容			民訴法に法律扶助の規定有り	
村内での紛争解決手段の有無 方法	有 コミュニティでの 紛争解決システム。 (和解組の結成)		村落, 居民委員会による人民調停委員会	有
法知識普及に対する政府の関与の有無 内容			人民調停委員に対する 人民法院の指導 (人民 調停法)	
一般市民への法知識普及の手段			法律援助センター 人民調停委員会での調 停を通じた普及	
リーガルエイドを行う機関 内容			司法省法律援助センタ ー 法律相談, 弁護士派遣, 特定事件に対する訴訟 費用の援助	
法律相談所の有無			司法サービスセンター	
支援ドナー国	フランス, カナダ, 韓国, 日本, ロシア, 中国, アメリカ	米国, スイス, 日本, EU, ドイツ	日本 他	

### 3. 学生発表

#### ■ 「ベトナムにおける司法アクセス ～JICA インターンシップで学んだこと～」

中央大学法学部： 浅野 香織

松藤 朱香

長谷川 仁美

それでは、まず、ベトナム、JICA 法整備支援、JICA でのインターンシップの概要を説明します。

初めに、ベトナムの基礎データを紹介します。基礎データは、御覧のとおりです。ここで注目していただきたいのは、唯一の合法政党が共産党であるということです。ベトナムでは、三権分立が完全には行われておらず、国会が司法よりも大きな権力を持っており、法律の解釈を行うのも司法ではなく、国会です。共産党の方針が国家機関の政策決定に大きな影響を与えるという点は、法整備支援を行う上でも留意すべき点と言えるでしょう。

次に、ベトナムの法整備支援について紹介します。ベトナムでは、1986 年からドイモイ政策が始まり、経済の仕組みが計画経済から市場経済へと移行しました。

続いて、1992 年には、法治主義と市場主義経済システムを導入した新憲法が成立しました。それに伴い、他の法律も整備する必要が生じました。

そこで、ベトナムは日本に法整備の支援を要請し、その要請に応じて、1994 年から法務省によるベトナム司法省幹部職員に対する研修が始まり、1996 年には JICA による ODA の枠組みで、法整備支援プロジェクトが始まりました。以来、法務省は、JICA、その他の関係者と共同し、日本での研修や、ベトナムでのセミナーの開催、長期専門家の派遣、を継続的に行っています。

ここで、JICA の法整備支援を紹介します。①ルールの整備、②法運用組織の機能強化、③人々の司法アクセス改善、という 3 つの柱と、それらに携わる人々の人材育成を中心として、法整備支援を行なっています。では、①から③までは具体的にどのような活動を示すのでしょうか、ということでこちらのスライドを御覧下さい。

こちらが①から③までの具体的な活動内容となっております。ここで、特に注目していただきたいのは、③の人々の司法アクセス改善です。この一例として、中央司法機関や、統一弁護士連合会の、地方の実務を支援する体制、の改善を挙げることができます。ベトナムでは、中央と地方との間で、法曹の質に格差があります。この格差が、裁判の質に差を生み、大きな問題となっております。そのため、中央の地方に対する支援体制を改善することはとても重要です。質の高い裁判が行われることは、市民の司法アクセスの向上につながります。こうしてベトナム全土で、透明で、適切な裁判が行われることは、人々の司法アクセスを向上させることになる、と言えるでしょう。

次に、インターンシップのスケジュールを紹介します。今年の夏に、約 2 週間、8 月 20 日から 8 月 31 日にかけて、ベトナムのハノイ、ハイフォン、ニャチャンで活動しました。このようなセミナーに参加させていただきました。

また、ハノイ法科大学にある名古屋大学日本法教育研究センターでは、現地の学生とベトナム司法に関する議論を日本語で交わしました。

さらに、JICA 長期専門家、法務省教官の方々による講義を受けました。私たちが事前に学んだことと、ベトナムで学んだことを専門家の方々の前で発表しました。

では、これから最高人民裁判所で開かれたセミナーの内容について話したいと思います。流れとしてはまずセミナーの概要を紹介し、次に、ベトナム司法における、手続の現状と課題について、日本の司法制度と比較しながら俯瞰します。その後、そこから明らかとなる問題点を挙げ、それらをどのように解決するかを検討していきます。これらは実際のセミナーで行われていたことですが、セミナーではどこが重視され、争点となっていたかが皆様に伝われば幸いです。

まず、セミナーの概要についてご紹介いたします。

セミナーは北部と南部で開催されましたが、開催の目的は「日本の簡易手続の紹介と、導入の検討」を日本とベトナム両国で行うといったものでした。

その際、講師として日本から招かれたのが、地裁・高裁で裁判官を歴任し、企業法務の経験もある村上敬一弁護士でした。

セミナー全体としては、ベトナム側のニーズを汲み取った現地長期専門家として JICA で勤務中の裁判官の方が、日本からいらした村上氏に対し、ベトナムの司法体系や、知識の伝え方等をあらかじめ伝えるといったタマ出しをしてから、セミナーに挑むというものでした。他方、セミナー参加者への車、会場の手配といった事務一般は、法務総合研究所国際協力部教官がこなしていました。

では、次のスライドからセミナーの内容について見ていきます。

皆様も御存知のとおり、日本の民事訴訟の流れは大体左図のようになっておりますが、ベトナムでは少し異なる形態をとっています。まず、証拠を全てそろえなければ、裁判の受付すらされません。さらに、これらの証拠を全て公判準備期間中にそろえるのは、紛争当事者ではなく、裁判所なので、裁判所の負担は多大なものです。日本では考えられないことでしょう。仮に、受付をされるに至っても、2～4か月にもわたるこの「裁判準備期間」というブラックボックスは、紛争の迅速な解決への阻害要因だと考えられています。続いた「公判期日」は、欠席者がいた場合延期となりますが、原則一回のみで、上告は認められていません。このような訴訟システムは、ベトナム人弁護士からしてみれば時間があるので好まれています。受付から公判期日決定まで6か月もかかるとなれば、迅速に紛争を解決したい市民にとっても、いまだ司法を身近な存在だと感じられないのが現状です。ベトナムの最高人民裁判所代表も「どんなに簡単な事件でも、複雑な手続をしなければならないので、当事者としても早く簡易手続を導入したい。」と仰っていました。以上から分かるように、問題点を挙げてみるとこのように、3点、挙げることができます。第一に、どの部分を簡略化するか。第二に、不服申立てをどうするか。第三に、日本の簡易手続を、どのように導入していくか、です。

具体的な解決策として挙げられたのは、スライド①に関しては「準備期間の短縮，受理決定までの期間の短縮」。②では，控訴できないようにする。③は，簡易手続および少額訴訟などの日本の略式手続の導入でした。第一に挙げた，この「①どの部分を簡略化するか」は，かなり議論されていたものでしたが，具体的には，証拠集めを当事者本人にさせることで裁判所の負担を軽減すること，そして，インフォーマルな流れを厳格化し，透明性を図ること，そして，やはり一番時間を要する裁判準備期間の短縮がいえると思われま

す。次に，熱く議論が交わされていた「③日本の簡易手続をどのように導入するか」についてですが，支払督促や少額訴訟，手形・小切手訴訟の導入を図るに伴い，簡易裁判所を導入するという方向になりました。スライドにある（ア）では，ベトナム司法を支える4種の裁判所について紹介していますが，簡易裁判所ができれば，より市民に身近な司法が生まれるのではないのでしょうか。

では最後に，仮に簡易裁判所がベトナムに設置され，日本の各簡易手続が導入された場合に考えられる利点を確認します。

まず，簡易裁判所を設置することで考えられるのは，やはり，(a)複雑な手続が解消されることから，紛争を迅速に解決できることや，(b)当事者を法廷に呼ばずに尋問することが可能であるということ，そして(c)上級裁判所の負担が軽減されるということ，が挙げられます。ほかにも，簡易裁判所は夜間でも利用できるもので，働いている方にも使いやすいというメリットもあるでしょう。同様に，簡易手続導入に関しても，市民と司法の距離が縮まり，喫緊の課題である「市民の司法アクセスの達成」に向けた大きな一歩になるということが，ここでやはり大きな意義を持つのではないのでしょうか。いかに日本の司法システムをベトナムに合うよう柔軟に変化させていけるか，が重要でしょう。

以上が，セミナー全体の報告です。

ところで，ベトナムには，裁判所での裁判以外にも，コミュニティの中で自助的に紛争を解決する仕組みがあります。そして，この紛争解決システムがあるため，簡易裁判所を導入しなくても，ある意味市民の司法アクセスは担保されているのではないかと現在，議論になっています。

このパートでは，ベトナムにおけるコミュニティでの紛争解決システムを紹介します。そして，この紛争解決システムが，市民と司法の距離を真に近付けているといえるかを説明します。最後に，ベトナム人はどのように紛争を解決していくかというプロセスを，離婚の事例を通して御紹介いたします。

まず，ベトナムの地方行政区画はこのようになっております。日本の県・市区町村・町のようなカテゴリーです。そして，その下に，ソンやアップと呼ばれる，集落があります。そして，このレベルのコミュニティで，先ほど申し上げました紛争解決システムが働いています。これは，和解組とよばれる仕組みでして，和解組では，土地をめぐる争いなど実にさまざまな問題が対処されます。

では，和解組は，どのように紛争を解決しているのでしょうか。

まず、住民が文書で和解を解決してほしい旨の申出をします。そして、和解組が招集されます。和解組のメンバーとしては、その集落のリーダーなど、コミュニティの中でカリスマ性を持った人が選ばれます。そして、その和解組のメンバーと当事者とで議論をし、申出のあった紛争のうち、およそ 90%が解決されます。このように、ほとんどの紛争が、和解組によって解決されます。

そして、和解組で解決しなければ、より上位の自治体の司法担当で議論されます。そして、それでも解決しなければ、民事裁判所に申立てられます。

この和解組ですが、ただの自治組織ではありません。草の根レベルでの紛争解決組織として、ベトナム憲法にも規定されています。

しかしながら、和解組の実態は不透明なものとされています。例えば、先ほども申し上げましたとおり、和解組で選ばれるメンバーには権力者が多く、彼らの思惑どおりの判断になってしまうことも避けられません。そして、和解組で出された判断が公開されていないことも問題点の一つとして挙げられます。紛争がどのように解決されるのか、またその結果は当事者にしか分かりません。

次に、民事訴訟における和解組の合理性を検討します。紛争が発生し、和解組の介入により、ほとんどの紛争が解決されると説明いたしました。現在、議論となっているのは、和解組が下した判断を債務名義としてよいか、つまりこの判断に法的拘束力を持たせてよいかということです。和解組の判断が、法的拘束力を持てば、国家はこの判断をもとに、真実の債権者に満足を得させることができます。

昨年、ベトナムで民事訴訟法を改正する際に、この点が議論されました。しかし、先ほど申し上げました和解組の不透明性により、結局、法的拘束力を認めないということになりました。

最後に、まとめとして、ベトナム人は紛争が起こったときにどのように解決するかを紹介します。皆様にお配りしたレジュメには、交通事故が起こったとき・離婚したいとき・土地をめぐる争いの3点ありますが、今回は時間の関係上、離婚に焦点を当てて説明させていただきます。御了承ください。

さて、ベトナム人は離婚をしたいときに、どのように訴えていくのでしょうか。

離婚は、婚姻家族法 85 条以下に定められています。ベトナムでは、男性も女性も離婚の請求ができます。しかし、妻が妊娠しているか、12 か月以下の子供を養育しているとき、夫は離婚を請求することができません。それ以外の場合は、離婚申請が処理・審理された後に、裁判所での和解が求められます。ここから、ベトナムには、協議離婚の制度がないことが分かります。双方が離婚を請求し、かつ裁判所で和解が成立しなかったときは、裁判所は合意による離婚、そして、財産・子供に関する合意を承認します。また、一方が離婚を請求し、かつ裁判所で和解が成立しなかったときは、裁判所は離婚を考慮し、決定を下します。

最後に、裁判所が離婚を許可する基準を説明します。婚姻家族法 89 条によると、裁判所



が離婚申請について判断し、状況が深刻であり、夫婦が共同生活をする事ができず、かつ、婚姻の目的が達成されることができないときだとされています。

これで、ベトナムチームの発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

## ■ 「ウズベキスタンにおける市民の司法アクセス ～司法とマハラ～」

名古屋大学法学部3年： 門野 翔子

長澤 奈央

平井 智也

名古屋大学法科大学院： 鈴木 満

### 1. ウズベキスタン（担当：門野翔子）

発表の流れといたしましては、まず、私門野がウズベキスタンという国について少しお話し、次に、長澤からウズベキスタン独自のコミュニティである「マハラ」について説明いたします。そして鈴木から、ウズベキスタンの離婚の手続きにおいて「マハラ」がどのように関与してくるのかをお話しした後、最後に平井が、マハラが関わる手続き的司法アクセスにどのような問題点があるかを指摘し、解決策を提案いたします。

では早速、ウズベキスタンという国についてです。レジュメ1枚目と併せて聞いてください。ウズベキスタンは、中央アジアに位置しており、北にカザフスタン、南にトルクメニスタン、アフガニスタン、イラン、東にはタジキスタン、キルギスがあります。首都はタシケント、国土の西部には、カラカルパクスタンという自治共和国があります。基本情報はレジュメと調査指標を見ていただくと分かるかと思います。約70年、ソ連支配下であり、その間に基本的な法典編纂がなされました。1991年ソ連が崩壊、ウズベキスタンも独立を果たし、翌92年には独自の憲法も制定されましたが、現在でも旧ソ連の影響は色濃く残っているようで、いまだ都市部ではロシア語が話せないともともな仕事に就けないといった話も聞きました。パワーポイントには、よりウズベキスタンの雰囲気を感じていただくために、民族衣装や伝統料理、一般的な民家の写真を載せました。

次に、司法アクセスについてお話する上で最も基本的な情報となるだろう裁判所についてお話しします。レジュメ2枚目の行政区画と3枚目の a)b)c) のところを見ながら聞いていただけたらと思います。ウズベキスタンには通常裁判所として、民事事件と行政事件を扱う民事裁判所、刑事事件を扱う刑事裁判所、軍事事件を扱う軍事裁判所があります。次の憲法裁判所はウズベキスタンに一つ存在し、違憲審査権を有しています。最後に c)の経済裁判所についてですが、これは企業同士の紛争を扱う裁判所で、カラカルパクスタンに一つ、タシケントに一つ、12の州に各一つずつあります。通常裁判所の最高裁判所の下にも州級裁判所がだいたい12の州に1つずつあり、その下には、日本でいう地裁に当たる地区級裁判所もあります。こちらの詳しい数は調べられなかったのですが、地区級の民事裁判所は62にとどまるようです。

そして、その下にある「マハラ」ですが、これは「マハラ」というコミュニティの中の「マハラ調停委員会」を指しています。「マハラ」や「マハラ調停委員会」について詳しくは後でお話ししてもらいますが、「マハラ調停委員会」は、私人間の紛争が起こった際、本格的な裁判手続に行く前に、独自の紛争処理手段として用いられるものです。マハラ内の小さなもめごとや家族問題、中でも離婚問題を扱います。

「マハラ」は、ウズベキスタンにおける伝統的なコミュニティであり、市民にとって紛争解決の最も身近な手段です。市民の司法アクセスについて知るためには、この「マハラ」と司法との関係性を明らかにする必要がありますと考え、今回「マハラ」を介した司法アクセスについて発表することといたしました。

## 2. 伝統的コミュニティ—マハラ (Mahalla) — (担当：長澤奈央)

それでは、これから、ウズベキスタンにおける伝統的コミュニティである「マハラ」について説明します。レジュメでは大きな見出しの2番のところ です。

「マハラ」というのは、アラビア語で「街の一部」を意味し、ウズベキスタンにおいては「地域社会」や近所付き合いネットワークのことを指します。イメージとしては、日本における町内会のようなものですが、その機能と役割は日本の町内会よりも濃くなっています。

マハラの規模としては、都市型と地方型に大きく分類することができます。

まず、順番がレジュメと逆になり申し訳ないのですが、b)の地方型の方を見てください。地方部では、基本的に、一つの町か、複数の町の集合が1つのマハラになります。マハラは、マハラに属する住民たちが自らのアイデンティティとみなすほど重要な共同体であるとされ、どのマハラに属するのかが住所を見ても分かるようになっています。また、後ほどマハラの役割のところ で説明しますが、マハラ内では家族同士の交流が盛んに行われ、結束力が非常に強く、マハラに属する家庭はマハラの一員として行動することが求められます。

続いて、都市型の方の説明に移ります。レジュメの a) に戻ってください。都市部、特に人々の流動が激しい新しい街では、マンション3～4棟を一つのマハラとするなど、地方部のマハラや都市部でも古い街の方とは対照的に、マハラの形骸化が進んできているようです。聞き取り調査から、都市のマハラは地方のマハラとは違い、御近所同士のつながりはそれほど強いものではなくなっていることが分かりました。日本のマンションに暮らしている人もそうかもしれませんが、同じマハラの住民でも隣の部屋の人の顔と名前が分かるくらいで、その他の住人の情報はほとんど知らないようです。

では、次に、(4)の「ウズベキスタンにおけるマハラの役割」というところを説明します。まず、マハラは伝統的に、住民が快適に暮らせるように互いに助け合う場として機能してきました。「伝統的な役割」に挙げてあるのはその例です。またより具体的には、例えばギャプとシャハルがあります。ギャプとは、近所付き合いという意味で、定期的に近所の人々と交流し、世間話や情報交換をして親睦を深める機会のことを指します。シャハル

とは、労力を相互に提供することを意味し、例えば、誰かが結婚する際には、マハラ全体で協力して、会場の設備に関するお手伝いなどをし、結婚式を盛り上げます。

このように、伝統的にマハラは、自治運営を行っています。公式の役割として法令で定められたものもあります。レジュメには、公式の役割として、犯罪防止や金銭的あるいは非金銭的扶助、マハラ内の公営物の管理など、ウズベキスタン自治運営法、いわゆるマハラ法に記載されているものを列挙しておきましたので見ておいてください。この役割を担うため、マハラには様々な委員会が置かれます。環境改善委員会、精神・教育委員会、運動・文化スポーツ委員会などがその例です。

最後に、マハラがウズベキスタンの司法に関わるのはどのような場合なのか、ということについて説明します。マハラは、公式に司法機関とはされていないものの、マハラ内の紛争を独自に解決する機能を持っており、司法の一端を担っていると見ることもできるので、c) のところで、裁判所と分けて非公式の司法機関としての役割を挙げました。

第一に、マハラは、マハラ内で起きた隣人紛争などの小さな揉め事を解決します。例えば、隣人が深夜に騒いでいる、あるいはかけている音楽がうるさいなどという理由で言い争いになった場合にマハラが介入します。マハラ内の住民投票で選ばれたアクサカルというマハラの長がこれらの紛争の決着をつけるというのが慣習となっています。

第二に、マハラは、マハラ内の家族問題、とりわけ夫婦の離婚時の争いに大いに関与します。ウズベキスタン自治運営法 12 条には、「地方自治機関に付属する委員会に調停としての機能を付与することができる」旨が規定されており、この規定が、マハラが「調停委員会」を設置し、夫婦の離婚問題へ介入する根拠とみなされています。

以上、伝統的なコミュニティとしてのマハラを紹介しましたが、以後、この発表で「マハラ」として言及する場合は、特に「マハラ調停委員会」のことを指しますのでご注意ください。

### 3. 市民の司法アクセス—マハラと離婚—（担当：鈴木満）

それでは、ここからは離婚の事例を基に、このマハラが司法アクセスにどのように関わっているのか具体的に説明していきます。

その前に一つ訂正があります。

レジュメの 5 枚目の 3 の a を見て下さい。「ザクス（戸籍登録機関）」という部分があると思いますが、JICA 専門員としてウズベキスタンで活動していた桑原さんに指摘していただいたところですが、ザクスは身分登録機関と捉える方が正確だそうなので、お手数ですが、身分登録機関と直しておいて下さい。

では説明に入ります。レジュメの 5 枚目の 3 を見て下さい。

まず、離婚が成立するまでの流れについて説明します。離婚が成立するまでの流れは、二つあります。

身分登録機関のザクスに離婚届を提出する場合と、裁判所に訴えを提起し、離婚の成立

が認められる場合です。

一つ目のザクスに離婚届を提出する場合には、マハラが関与することはありません。そのため、ザクスにおいて離婚が成立する場合についての詳しい説明は割愛させていただきます。恐縮ですが、各自レジュメ3のaの「ザクス（戸籍登録機関）へ申し出るルート」を読んでいただければと思います。

二つ目の裁判所に訴えを提起する方法は、マハラが深く関与しているので、図を使いながら具体的に説明していきます。レジュメ6ページのbの司法機関を介するルートを見てください。

日本と同様に離婚をすることについて合意が成立せず、一方のみが離婚の意思を有している場合には、裁判所に訴えを提起することになります。

裁判所で審議してもらおう場合の制度上の流れはこのように（パワポ）になっており、和解期間を設けることができること以外は、日本の場合と異ならないようにも思えます。しかし、実際にはこのようになっていきます（パワポ）。

ここを見ていただくとお分かりいただけますように、裁判で離婚の審議をしてもらう前はマハラを介することになっています。ここで、マハラを介するのは事実上、裁判所で離婚についての審議をしてもらうにはマハラでの審議を経たという証明書が必要となっているからです。このマハラで発行される証明書は裁判で受理してもらうための必要書類として法律上要求されるわけではないのですが、裁判所はこの証明書がなければ審議を開始してくれません。そして、このことは、周知の事実となっているため、この証明書を発行してもらうために裁判所に訴えを提起する前にマハラに行く夫婦もいるのです。

マハラで証明書を発行してもらい、訴えを提起するための書類がそろって初めて裁判での審議が開始されます（パワポ指しつつ）。

しかし、審議が開始されても6か月を限度とした和解期間が設けられます。和解期間の間はマハラが夫婦の様子を見ながら和解を勧めます。この和解期間については裁量でその要否、期間の長さが決められるのですが、裁判所は、ほとんどの場合、離婚を避けるために6か月間の和解期間を設けます。

次に、マハラでの紛争解決手続について説明します。レジュメの6枚目の下の方を見てください。

マハラでの紛争解決手続では、夫婦の家で親戚や近所の人も含む関係者全員の話聞いて、離婚理由の正当性を判断します。そして、離婚理由が当事者間の話し合いで解決可能な問題であれば、説得して話し合いで解決するように勧めます。

もっとも、ここでの審議は法定されている手続に沿ったものではありません。また、先ほど述べたように、マハラで離婚について争うことは、法律上で明文化されていないことから、その内容に法的な拘束力が認められていないのです。

なお、マハラ構成について説明しますと、その人数はマハラによって異なりますが、基本的にはマハラ長のアクサカルと女性委員会から構成されます。マハラ内に弁護

士がいる場合は弁護士を呼ぶこともありますが、主に一般人で構成され、マハラの中でも人生経験が豊富な年配の方々が多いです。

以上がウズベキスタンの離婚手続の流れです。

このような離婚手続を通して見えてくるマハラを非公式司法として利用することの問題点、これに対して私たちが考えた解決策を平井の方から説明します。

#### 4. 司法アクセスにおける問題点と解決策（担当：平井智也）

今、マハラが関係する離婚の流れについて説明していただきました。私は、レジュメの大見出し4のところから、ウズベキスタンにおいて良きも悪しきも司法アクセスの一端を担う存在としてのマハラがどのような問題を抱えているのかを述べ、そして、それに対して我々が考えた解決策を提示したいと思います（パワポ）。

それでは、レジュメの4の（1）を見て下さい。私たちは、この四つの問題点を指摘します。

第一に、従来から離婚問題についてマハラを介する紛争解決手続がおよそ絶対的なものとなっており、それにもかかわらず、秘密保持についての制度がないため、家族の問題についてマハラ内に筒抜けであり、プライバシーの保護が弱いという問題が挙げられます。もっとも、2011年に最高裁の一組織である総会で公式解釈が出され、マハラを介する紛争解決手続には法的根拠がないとされました。

第二に、マハラでの紛争解決手続が賄賂によって行われることがある、という問題があります。審議に時間がかかることを避けるために、当事者が審議の構成員に賄賂を渡し、審議を簡略化することがあり、その意味で、重要な問題が粗雑に扱われかねません。

第三に、ウズベキスタンに住んでいる外国人の納得のいくような普遍的な制度が欠落しているということが問題となっています。ウズベキスタンにはウズベク人以外にも、例えばロシア人や韓国人も多く在住しているのですが、彼らにとっては、マハラはウズベキスタンの伝統の一つでしかなく、司法アクセスに関してマハラを介さなければならないことは理解し得ません。

第四に、マハラでは、離婚の理由が正当かどうかだけを審議し、それ以外の財産処理や子供の監護権・養育費等については関与できないため、紛争処理制度として完結していません。

以上のような問題から、総じて、マハラでの紛争解決手続には手続保障に不備がある、あるいは十分な紛争処理機能を有していないことが分かります。マハラでの紛争解決は夫婦にとって調停としての意味合いを持つにもかかわらず、多くの問題を抱えており、これらをいかに改善すべきか、ということが重要になります。マハラという司法アクセスの一つの側面から明らかになった問題について、マハラの現状を踏まえつつ、司法アクセス全体という視点から、解決策を述べていきたいと思えます。

（2）に目を移して下さい。ここでは、解決策とその理由を提示します。

第一に、ウズベキスタンの司法アクセスを改善する方法として、家庭裁判所の設置が挙げられます。この場合、訴えの提起にマハラ（Mahalla）の証明書を不要として、マハラを介するのではなく直接公式の司法機関に訴えることを可能にすることが考えられます。

というのも、プライバシーを保護する、職業裁判官だけで行う審理により公平性を担保する、また外国人も利用しやすいといった観点から公的機関の設置を検討すべきであって、さらに、離婚から子供の監護権・養育費・その他財産関係の処理までを行う公的機関独自の有用性を重視すべきであると考えられるからです。

第二に、マハラ（Mahalla）の調停機関化という解決策が挙げられます。この解決策については、マハラを公式に調停機関として認めるだけでは十分ではありません。マハラが調停としての役割を果たすために、まずマハラを介する紛争解決手続についての法令を作り、守秘義務やそれに違反した場合の罰則規定を設け、審議の構成員の選考についての公平性を保つための手続規定を立法することで手続的保障を充実させる必要があります。また、法律家の立会を義務化することで問題の処理範囲を拡大し、離婚の合意に至れば、審議会の構成員同伴のもとザクス（Zakus）に離婚を申請するなどの実質的な拘束力を持たせる必要性も考えられます。

このような解決策を提示する理由としては、マハラ（Mahalla）が人々にとってなじみが深く、また裁判ほどにコストが大きくなる点でアクセスしやすいといったことや、マハラ自体、先ほど述べましたギャブ（Ghab）という交流があり、普段からコミュニケーションが盛んで、当事者夫婦の人間性や関係性に詳しいということが挙げられます。

以上、二つの解決策を提示しましたが、我々としては、マハラ（Mahalla）が人々にとって身近な存在であることやコスト面など、実現可能性を考慮して、マハラ（Mahalla）の審議における手続を充実させ、マハラ（Mahalla）を正式に法的問題を処理できる調停機関として認定できるような整備が必要であると考えます。

また、今回の調査では、残念ながら近年のウズベキスタンの法曹人口に関する正確なデータを入手することはできませんでしたが、名古屋大学に研究に来ておられるブニ（Buni）さんという方への聞き取り調査により、弁護士のない地域があることが分かりました。さらに、下級審での判決が公開されず、地区ごとに紛争処理についての基準が異なっていることや、とりわけ民事事件について訴訟件数が増えているにもかかわらず、裁判官の数が増えていないということが明らかになり、一人当たりの裁判官の事件処理能力が追い付いていないという現状を知りました。しかし、現在では、法曹人口の増加を目指した政策や、判例集を作成する動きがあり、今後の司法領域における改善に期待しつつ、ウズベキスタンチームとして以上のような提案をしたいと思っております。

これでウズベキスタンチームの発表を終了させていただきます。御静聴ありがとうございました。

## ■ 「中国における司法アクセスについての調査」

一橋大学法科大学院： 根本 康弘

一橋大学法学研究科： 田丸 祐輔

はじめに、中国の司法制度は、日本とは大分異なっております。そのため、最初にその考え方を紹介し、その上で司法アクセス制度の歴史と展望を、法改正、政治的側面、法曹養成制度など複数の側面から見ていきたいと思います。

その際、大局的なキーワードとして「法治主義と人治主義」、すなわち、中国共産党を中心とする国家権力の行使が法律に従って行われるのか、それとも法律を超越して行われるのかという点に着目していただければと思います。また、紛争当事者からの視点として、判決の予測可能性、判決の公平性、判決後の執行手段等に着目していただければと思います。

1. まず、中国の裁判は、4級2審という制度をとっています。すなわち裁判所は基層、中級、高級、最高人民法院の4段階あるのですが、通常は、基層人民法院から始まって、中級人民法院で終わってしまいます。そうすると、中級人民法院の管轄は約400地区ありますので、最終審でもかなり狭い範囲の事件を扱うことになります。仮に、一方当事者が地元の有力者、例えば共産党員である場合には、そちらに有利な判決が出てしまう。これを地方保護主義と言います。

2. これに対して、人民検察院という裁判所外の機関に不服申立てができるという制度も特徴的です。申立てを受けた人民検察院は、裁判所に対して「抗訴」という裁判やり直しの申立てをすることができます。このようなシステムは、「裁判監督制度」と呼ばれています。裁判所の対外的な独立という意味での司法権の独立が存在せず、そもそも裁判所自体が、外部機関からの影響を受けやすくなっているのです。そもそも、中国の「司法権」の概念自体が日本と異なっています。

日本の「司法」概念は、「司法機関である裁判所の権限とされている事項」であるのに対し、中国は検察、公安機関等、法の執行監督に関わる機関を全て「司法機関」としており、行政と司法が厳格に区別されていません。人民検察院（司法機関）の裁判監督制度は、このことの表れといえるかもしれません。

ここで、三権分立という観点から中国の国家機構を見ると、社会主義国家に特有の制度として、立法をつかさどる全人代が、他の全ての機関に優先し、監督するという役割を担っています。そのため、三権がそれぞれ監督し合うという三権分立は存在せず、最高人民法院も全人代の影響を受ける側ということになります。また、背後にある共産党の意向にも左右されます。

もう1つの特徴として、「司法解釈」というキーワードを挙げます。実務家が判例を勉強する前提として、過去の裁判所の判断が現在も基準としての影響力を持っているということが挙げられますが、この点でも中国は異なっています。

中国は、最高人民法院の判決でも、事実上も法律上も影響力はなく、判例が不存在です。

中国は巨大な国家であるから、一地域一時点での判断基準を後の時代の別の場所にも当てはめようとすれば、かえって適切な判断ができなくなるという訴訟観が背景にあると言われていています。

それでは、裁判官は何を基準にしているのかということ、最高人民法院が、下級人民法院に出す「司法解釈」という通達が存在し、これが1つの基準の役割を果たしています。ところが、この「司法解釈」は、従来、裁判所内部の通達として非公開であったため、国民には予測可能性を担保する手段が一切ない、という問題が存在しました。現在では、徐々に公開の動きが現れています。

以上のように、中国の法制度は、日本とは大分異なっているということを紹介したところで、導入部分を終わります。

ここからは、法制定の概略及び法曹養成制度の歴史について申し上げます。

中国の法制定の概略は、1949年から1980年までの第1期、1994年までの第2期、さらにそこから現代までの第3期という、3つの期に分けられます。

第1期は、政治中心の時代であり、法軽視の時代でした。法学部の地位は非常に低く、正規の法学教育を受けていない党員や軍人が裁判官に任用されていました。特筆すべきなのは1960年代から70年代にかけての文化大革命であり、法律自体の否定、「無法無典」といわれる法制度の空白期が到来しました。これは法治主義に対置される、党による「人治主義」の最たるものといえるかもしれません。中国の法整備は、この後に一からスタートすることになりました。

この時代、民法、民訴法、刑法、刑訴法等基本的な法律は、まだありませんでした。

第2期は、経済重視の時代であり、鄧小平による改革開放に伴い、法治主義が必要となる。

1979年人民法院組織法、1980年刑法、1982年民訴法、1986年民法通則といった基本的な法律の整備が進んでいきます。1986年には弁護士任用試験も始まり、法学部も復活・新設され、徐々に現代につながる法曹養成制度の萌芽が出現します。1990年代初めには、社会主義的市場経済のスローガンが掲げられ、法整備の必要性がますます叫ばれることとなります。海外との取引が増大し、外資の呼び込みを行うために、法的インフラを整備する必要性が生じてきたのです。

ここから更に発展し、第3期に入ります。この頃には党、国家を法律により縛ろうとする法治主義が重視されるようになります。1995年の裁判官法、検察法制定に至り、試験を通じた法曹の任用ルートが完成することになりました。ただし、旧来型の法曹もいまだ残存していました。

また、このころにはWTO加盟が現実的な課題となり、これに合わせた国際基準の法整備も進められていきます。この動きは、2001年のWTO加盟で達成されることとなります。2002年に国家統一司法試験により、日本と同様に、共通の法曹任用試験も始まります。この辺



りが中国の法治主義進展の一つのピークといえるかもしれません。

このように、順調に成長してきた中国の法曹制度ですが、2000年代の初めに入り、これに逆風を吹かせる流れが生まれています。法治主義の下では党、国家も法律に従うこととなりますが、これとは逆に、党、国家が法律に縛られることなく、その政治的影響力を強めようとする動き、すなわち、かつての「人治主義」的な動きが出てきたのです。

特に、2008年には、最高人民法院の所長が法学士を持つ者から正規の法学教育を受けていない者に交代し、各地の高等法院でも同じような流れが起こっています。こうした動きに鑑みると、今後の司法制度がどうなるのかは明確とはいえません。最高指導者が交代したことにより、司法制度の動きも注目されるどころです。

以上の歴史を踏まえて、ここからは紛争解決のためのアクセス制度を見ていきます。中国での民事紛争解決の手段として用いられているのは、

- ① 民間の人民調停委員会による人民調停
- ② 地方政府や警察などの行政機関による行政調停
- ③ 人民法院へ出訴し、判決を得る、または、法院調停を行う
- ④ 契約紛争、労働紛争などの解決のための仲裁制度
- ⑤ 習族内での紛争解決システム

等が挙げられます。

本日は、このうち①から③までの調停に絞って説明いたします。

まず、①の人民調停とは、裁判によらない紛争解決であり、ADR（ベトナムでいえば、和解組）に近いものです。

主体は、村落共同体等に設置される「人民調停委員会」であり、調停委員は、その地域の住民から選ばれます。調停委員は、法律の専門教育を受けた者ではありませんが、調停委員会自体が人民法院の監督を受け、調停委員もその地域の人民政府により定期的な業務訓練を受けます。調停による合意の効力は、民事上の契約としての効果にとどまり、強制力はありません。強制執行は、調停合意の後に、人民法院にその法的効力の確認を申立てる制度（司法確認）をもって、初めて可能になります。

人民調停のメリットとしては、第1に、法律にとらわれない、当事者の望む自由な紛争解決が可能であること、第2に、訴訟に比べ手続が迅速であり、そのコストも低いことから利用しやすいということが挙げられます。これらは、大規模デモに代表される近年の社会不安の下においては、紛争の拡大防止のために草の根レベルで紛争を早期に解決すべきという要請に資するものです。

一方で、デメリットも存在します。まず、上述のように強制力を持たないものなので、紛争解決の実効力、強制力が欠如しており、解決困難な大きな事件は、結局裁判に移行してしまい、調停が意味を持たないということが挙げられます。

また、改革開放が進んだことで、貧富の差により社会の同一性が失われつつあり、これまで村落共同体の中で話し合いにより解決されてきた問題でも、今後は解決できなくなっ

てきているという点も挙げられます。

草の根レベルの解決は、社会基盤が共通であることが前提なので、これが崩れつつある現代においても通用するのかは疑問視されつつあります。

次に、②の行政調停とは、行政機関が民事紛争に介入して調停するものであり、例えば、警察が交通事故の取締まりを行った後、事故当事者間で生じる損害賠償問題について、間に入って調停するなどが挙げられます。警察のほか、地方政府なども調停の主体となります。

最後に、③の法院調停とは、裁判所の中で裁判官により行われる調停であり、上記の人民調停とは区別されます。日本における「訴訟上の和解」に近いものですが、その目的は異なっています。日本の訴訟上の和解は、当事者意思を反映し、判決によらない柔軟な紛争解決をもたらすことが目的です。

一方、中国の法院調停は、当事者意思の尊重というよりは、権力者が私人の争いに介入することで、紛争を解決するという側面が大きいとされています。中国の王朝国家では、伝統的に、権力者がその権威と徳を背景に正しい道理を解き、これに説得された当事者が納得させられて紛争を収めるという文化が存在しました。法院調停は、判決と異なり、法を適用することなく紛争を解決する制度なので、裁判所での調停といえども、このように法をルールとしない、人治主義的な側面が強いものとなっています。

これらの調停制度は、中国社会において紛争解決の中心的役割を担ってきました。もともと、80年代以前の民事紛争は、判決ではなく、調停による解決（法院調停も含む。）が原則でした。その理由としては、伝統的に調停を重視する文化があったことと、法律、制度の不備から判決を得るなどの他のシステムが利用できなかったことが挙げられます。

ところが、90年代になって制度が整備されると、裁判外の紛争はできるだけ裁判所が解決すべきであり、また、裁判所の紛争は法院調停ではなく、できるだけ法による解決、すなわち、法を適用して判決により解決すべきだ、という動きが高まってきます。

この結果、①人民調停の数及び②裁判所内での法院調停率は減少していきます。

ここで人民調停の受理件数の変遷を見ると、1992年に617万件だったものが、1999年に519万件、2004年に441万件と減少し続けています。また、法院での調停率についても、1994年に58%だったものが、97年に50%、2000年に39%、03年には29%と減少し続けています。しかし、こうなってくると裁判官にとっては扱う事件の数が増える上、調停よりも判決を書く方が負担が大きいことから、裁判官が過大な負担を負うことになり、裁判所の機能不全（中国では、「起訴難」と言われています。）が問題視されるようになりました。

それを受け、先ほど歴史を述べたところで「揺り戻し」という話が出ましたが、再び法治的ではなく人治的な調停重視の時代になってきております。具体的には、①法院調停を重視する2000年代の司法解釈や②人民調停の基本法である人民調停法が2010年に制定されたことが挙げられます。数字で見ると、2004年に441万件まで減少していたはずの人民

調停は、2009年には768万件にまで増加しています。

一方で、この間、民事訴訟は増え続けています。民事訴訟の受理件数を見ると、1992年に195万件、1999年に352万件、2004年に433万件、2009年には580万件と増加し続けています。ここで少し話が飛びますが、なぜ訴訟は増加したのでしょうか。第一に、改革開放で経済が発展したことにより、大規模な経済紛争が増加したことが挙げられます。大規模な争いは、もはや村落共同体での人民調停といった小規模な共同体での解決は期待できず、裁判所という公的な機関で争う必要性が大きくなります。また、法整備が進んだことで国民の権利意識、法意識が向上し、紛争は裁判所で法律に基づいて決着をつけよう、という意識が高まってきたことも挙げられます。さらに、民訴法、刑訴法、弁護士法などに規定される司法扶助制度の整備も、一つの原因と考えられます。

司法扶助制度は、2000年代初めごろから整備され始め、刑事事件のほか、扶養、養育費の給付請求、国家賠償請求、その他法律扶助を必要とするが弁護士に委任できない場合などに弁護士を派遣するなどのサービスが行われています。その拠点となっているのが国内各地の法律援助センターで、2003年以降次々と設立され、現在は80万件超の援助を行っています。

ここからは、再び法院調停の話になります。先ほど述べた法治主義から人治主義への「揺り戻し」の動きについて、法院調停に着目して話をさせていただきます。中国の民事訴訟法上には、調停優先主義という特徴的な規定があります。民事訴訟法9条は、「人民法院が民事案件を審理する場合には、自由意思および適法という条件に基づいて調停を行わなければならない」と規定されています。かつては、当事者が調停を望まない場合でも、当事者の意思を無視して、まずは調停せよ、という規定でしたが、91年に民訴法が改正されたことにより、現在の「自由意思」という文言が追加され、当事者が調停を望まない場合は、判決を得られるようになりました。

また、制度改革により裁判官法が制定され、法律を学んだ裁判官が登用されるようになると裁判官の法的なレベルは向上します。結果、裁判官も調停ではなく、法に従った判決を好むようになります。自由意思原則が規定された90年代には、法院調停の比率は大きく減少しました。ところが、2000年代初めになり、簡易手続において、「離婚、交通事故の損害賠償、敷地をめぐる紛争など一定の類型においては、必ず調停が先」という司法解釈が出されました。実際には、民事事件の8割から9割は簡易手続で解決されており、この司法解釈は、実務に大きな影響を与えます。具体的には、03年に29%まで減少した法院調停の比率が、04年から増加し始め、07年には33%、09年には36%と増加し続けているのです。結局、法院調停は90年代、大きく減少したにも拘らず、2000年代半ばからまた増加していることとなります。これは先ほど述べた人民調停にも当てはまることなので、調停制度全体が、再び重視されるようになってきているのです。

これらの動きが、ちょうど歴史のところで述べたような「揺り戻し」の時期、すなわち、2000年代初めごろから同時に始まっていることを考えると、政治的要因、すなわち、法治

主義の進展の動きに歯止めをかけ、再び人治主義的な紛争解決システムに戻そうという動きの存在は無視できないのではないかと思います。

最後に、判決後の終局的な紛争解決手段である執行の場面における「執行難」の問題と近年の制度改革について触れます。中国では、判決が出て、その約4割が執行できないという深刻な執行不全の問題を抱えており、「執行難」と呼ばれていました。これを解決するために、2007年に民訴法の大幅な改正がなされ、執行難対策のための規定が導入されました。具体的には、①人民法院の被執行人に対する財産状況の報告命令制度、②判決、調停で確定された義務の任意履行に応じない債務者に対する出国制限、情報の記録、職場への通知、③執行妨害に対する過料の引き上げなどの規定が挙げられます。

もっとも、これらはいずれも債務者にサンクションを課すものであり、事前に効果的に財産を保全するといった抜本的解決ではありませんでした。そこで、2012年の民訴法改正（施行は13年から。）では、さらに作為を命じる民事保全の新設（改正100条）がなされ、執行、保全制度自体の改革が始まりました。

なお、このほか、12年改正では、①一審で終結する少額訴訟手続の新設（改正162条）、②訴訟上の信義則の明文化（改正13条）、③公益訴訟手続の新設（改正55条、もっとも、抽象的な規定であり、具体的な手続規定はまだありません。）など、新しい制度、概念が次々と導入されており、今後の進展が注目されるどころです。

以上、複数のテーマを扱ってきましたが、これらを総括して今後の展望を申し上げます。

もともと、中国の法整備のレベルは、カンボジアやラオスのような東南アジア諸国に比べて高い水準にあります。例えば、2012年には刑訴法の公判前整理手続が導入され、経済法、知財法の整備も進んでおります。問題なのは、その運用です。共産党や行政、立法の圧力が司法に働く中で、真に法律に基づく「公平な判決」が出るのか、という点が疑問視されています。このように法治主義を妨げる要素は大きく、法治、人治のどちらに傾いていくか、その展望はまだ明らかではありません。しかし、法曹の質という面に着目すると、中国は確実に法治に向かっていると思われれます。90年代に法学教育が進展したことで、これまで法学教育を受けていない者がほとんどであった裁判官の中に、法的判断を好む者が現れ、その数も増えています。また、法治主義の担い手となる弁護士界の勢力も増大しています。長期的に見ると、これらの法曹が、「法治主義」の実現に向けて中国社会を動かしていく可能性が高いと考えられます。

当事者からのアクセスしやすさという点ではどうでしょうか。これについては、最初に述べました四つの観点から、簡潔に考察を述べさせていただきます。まず、予測可能性については、中国は判例法理が存在せず、これに代わって司法解釈という内部通達により予測可能性が担保されるという特徴的な制度であることから、現実的な展望としては、司法解釈、判決書が国民一般に公開され、弁護士がこれに基づいて事件解決の展望を示すことができるようになることであると考えます。近年では、司法解釈が徐々に公開されるよう

になっており、予測可能性が実現される方向に進んでいると思われます。

次に、判決の公平性については、司法に外部の圧力がかかる以上、構造上公平性を担保することが難しいといえます。先ほど述べたように、新制度の下での法曹が増加することで長期的に解決されていく問題と考えます。また、判決が公平でないなら当事者がそもそも「泣き寝入り」をしてしまうのではないかという懸念が考えられますが、これに関しては、司法扶助制度、簡易手続、当事者の申立てによる再審制度など、司法を利用するための制度自体は数多く存在し、また数字で見ても、裁判件数は増加し続けていることから、この危険性は必ずしも顕著ではないのではないかと考えます。

最後に、判決が出ても執行できるのかという問題ですが、「執行難」の根本的な解決のためには、執行・保全制度、担保制度をより充実させていくことが今後の課題と考えられます。

以上をもちまして、中国班の発表を終わらせていただきたいと思います。

## ■ 「東ティモールにおける市民の司法アクセス ～女性をめぐる問題と反DV法に焦点を当てて」

南山大学法学部4年： 加藤 里奈

南山大学法学部4年： 日比野 理美

名古屋大学法科大学院： 石田 峻一郎

名古屋大学法学研究科： 岡野 直幸

### I. 東ティモール概要

- 国名：東ティモール民主共和国
- 人口：114万3667人
- 首都：ディリ
- 識字率：58.6%

- 言語：(公用語)ポルトガル語、テトゥン語 (実用語)英語、インドネシア語

\*現政府指導者の多くはインドネシアによる占領中、ポルトガルや旧ポルトガル領に亡命していたため、ポルトガル語が堪能である。一方、インドネシア占領下で教育を受けた若い世代はインドネシア語しか理解できない者が多数を占めている。テトゥン語は東ティモールの国民の約80%が話す言葉ではあるが、専門用語が未発達である。

- 宗教：カトリック98%、プロテスタント1%、イスラム1%

\*アジア最大のカトリック国であり、併せて民間信仰も行われている。これほどまでにカトリックの割合が多いのは、インドネシアによる占領時代に教会がインドネシアの人権侵害を声高に非難したためであると考えられている。

- 県市町村：district13個(県), sub-district 65個(準県), Suco 442個(郡), Aldeia2225個(村)

## ● 歴史：

16 世紀 ポルトガルによる植民地化

1942 第二次世界大戦：隣国インドネシアの宗主国オランダの被保護国となるも日本に占領される。

1975 ポルトガルからの独立と同時に隣国インドネシアによる占領が始まる。

インドネシアからの独立を求め内戦発生（この内戦時の指導者が現在の政府指導者となっている。）。

1981 インドネシアからの独立戦争

インドネシアによる東ティモール住民虐殺

1999 国際連合東ティモールミッション (UNAMET) 派遣の下での住民投票により独立が決定するが、インドネシアはこれを認めず破壊と虐殺を行ったため、東ティモール国際軍 (INTERFET) が派遣される。暴力行為は収拾するも西ティモールへ多数の難民が流出する。その後独立まで国際連合東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) が統治を行う。

2001 制憲議会選挙

2002 4月14日 大統領選挙実施

(大統領：グスマン 82.7%，首相：アルカティリ)

5月20日 東ティモール民主共和国成立 憲法発効

国際連合東ティモール支援団 (UNMISSET) が国造り支援

2006 西部出身国防軍隊が待遇の改善を要求したのに対し、首相が 600 人を除隊としたことをきっかけに暴動発生、治安悪化。

国際連合東ティモール統合ミッション (UNMIT) が設立され、治安を維持。

2007 大統領選挙につづき独立後初の国会選挙

(大統領：ホルタ，首相：グスマン)

2008 2006 年暴動の首謀者が大統領と副首相暗殺未遂事件

2012 独立後二回目の選挙実施 (大統領：ルアク，首相：グスマン)

\*依然として 1975 内戦世代が政府の指導者となっているが、若い世代の台頭も進みつつある。人口の約 40% が 15 歳以下である東ティモールにとっては政治指導者の世代交代が課題となっている。

## II. 東ティモール司法制度

### 1. 司法機関

#### (1) 裁判所

#### ● 最高上告裁判所？ Supreme Court of appeal

概要：全ての領土に管轄権

地裁からの控訴を受ける？

憲法判断をすることができる唯一の裁判所

問題点：設備・リソース面が不足している

- **地裁 District Court**

概要：4つの地裁がそれぞれ異なる管轄権を有している

刑事・民事事件を扱う

2011年	刑事事件 (地裁)			
	Dili	Baucau	Suai*11月まで	Oe-Cusse
新受件数	698	169	99	N/A
終結	518	178	119	N/A
処理中	1048	110	139	N/A

2011年	民事事件 (地裁)			
	Dili	Baucau	Suai*11月まで	Oe-Cusse
新受件数	143	25	13	N/A
終結	146	14	9	N/A
処理中	353	66	35	N/A

データ出典<sup>1</sup>（高裁についてはデータなし）

- **裁判官**

2010年のデータで国内出身の裁判官は14人，研修中が4人，外国人が4人

(2) **検察 Public Prosecution Service**

- **検察制度**

概要：憲法132条

問題点・課題：外国人検察官からのノウハウの移転

- **検察官**

2011年で外国人6名，国内出身者11名，研修中5名（2011 P24）

(3) **パブリックディフェンダー制度 Public Defender Office JSSP**

- **パブリックディフェンダー制度**

概要：憲法26条，135条，Decree-Law No. 38/2008 (PUBLIC DEFENDER'S OFFICE STATUTE)

Ministry of Justiceの管理を受ける機関だが，独立性が尊重される。経済的に自前で弁護士費用等を賄えない国民に対して，法的サービスを無料で与える機関。利用にあたっては，経済的に弁護士費用を賄えない証明が必要（Article6）。刑事・民事・調停を問わず，被告人，被告，原告の代理人を務めることができる（Article2）。法律相談も可能（Article2）。NPO等も利用できる（Article 5）。

問題点：他の司法機関に比べて人材育成・設備が不十分。民事事件に弱い。制度の存在が

<sup>1</sup> P44, "2011 OVERVIEW OF THE JUSTICE SECTOR JSMP Annual Report" JUDICIAL SYSTEM MONITORING PROGRAMME, 2012

国民に知れ渡ってない。

- **パブリックディフェンダー**：外国人 2 人，国内出身 11 人，研修中 6 人

#### (4) 弁護士 Private Lawyers

- **弁護士法** (Law No. 11/2008 of 30 July)

概要：弁護士の独立，弁護士会の設立，法曹資格，法曹教育システムの制定。

2008 年に公布。まだ弁護士会はない。

問題点：国民への周知度の低さ（調査対象の国民 54.9%が弁護士とはなにか知らないし，聞いたこともない。）。

- **弁護士**：2011 年現在，弁護士は 54 人いるが，2012 年の終わりまでに，JTC で研修を受けなければ，弁護士として活動できなくなる（弁護士法 2 条）。

#### (5) 司法制度共通の課題・問題点

- **言語問題**：司法サービスはポルトガル語で行われているが，国民，司法制度に関わるもののポルトガル語リテラシーは低い。それによって，国民からのアクセスの悪さや，訴訟手続の遅滞を招く。通訳はいるものの，数が少なく，能力も低い。
- **設備・施設の不足**：全ての司法機関に関わる問題。特に，裁判所の数が少なく，国民の多くは農村部に住んでいるため，裁判所へのアクセスが悪い。そこで，いくつかの地裁では，Mobile Court（移動裁判所）の試みが行われている。
- **慢性的な人材不足**：人材育成システムの未発達で，司法制度に関わる者に対する労働環境も良くない。例えば，検察官の多くは正規雇用ではない。人材育成の課題として，現在多くの外国人法曹やスタッフがいる中，彼ら・彼女らのノウハウの後継の国内出身法曹，スタッフが引き継ぐことが必要。

### III. 法律 (現行・草案)

東ティモールの法律の種類

- 議会によって制定される法律
- 行政機関が制定する法規としての命令 (Decree laws)
- 国際法
- 慣習法
- 国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) による法律
- 独立以前の法律 \*独立した 1999 年 UNTAET Article 3.1 of Regulation 1/1999 によって，独立前から存在する法律が，新たな法律ができるまで適用されることになっていた (インドネシア法など)。

#### 1. 憲法

東ティモール民主共和国憲法

- ・ 2002 年 3 月 2 日成立，2002 年 5 月 20 日東ティモール民主共和国独立により発効
- ・ 全 170 条



## 2. 国内法（重要なものとして）

- ・刑法（2009），刑事訴訟法（2005）
- ・民法（2011），民事訴訟法（2006）
- ・★DV法（2010）

## 3. 慣習法

東ティモールでは、Customary Law（地域社会に土着の法律，以下，単に「慣習法」）の影響力が大きい。このことは，東ティモール憲法2条が慣習法の存在を認識していることから伺うことができる。

### 慣習法の特徴

慣習法と一口に言っても，一つの確定的な法的体系があるわけではなく，東ティモール内でも民族・語族ごとに多様な慣習法が存在するし，かつそれらは流動的で，内的要因・外的要因から変化する（Tanja 2003 P339）。だから，それらを法典化することは必ずしも有効とは言えず，慣習法を理解するためには，慣習法に共通する抽象的な理念を引き出すことが第一歩となる（Tanja 2003 P339）。

何が紛争として取り扱われるか，誰がどうやってそれを解決するかは，社会文化的背景をもとに解決される。法律という概念は存在しない。東ティモールにおける慣習法は，テトゥン語で“Lisan”と呼ばれる。“Lisan”という言葉は，「古いもの全て，先祖から伝わっているもの」を意味し，地域社会での不文律としての行動規範を含む。

### 慣習法の担い手

#### <宗教的権威>

Lian Nain…歴史と伝統を知る者とされ，先祖の意向（=法）を伝える。

Dato…コミュニティが持つ精神世界を支配する。

（以上の区分けは未確認のもので，Lian NainにDatoが含まれるとする見解もある。）

#### <政治的権威>

Chief de Suco, Chief de Aldeia…それぞれ選挙で選ばれる。宗教的権威が下した決定に権威を加えたり，宗教的権威が解決できなかった問題を引き受けたりする。政治的代表的なので，他のコミュニティとの関係や外部に対する関係を扱う。そのため，例えば案件を国の公式の警察に持ち込む場合，彼らはその役割を果たす。宗教的権威から政治的権威への権限の移行が起きているといわれているが，その程度は定かではない。

## IV. ドメスティック・バイオレンスに関する紛争解決手続き

### 1. はじめに一東ティモールにおけるドメスティック・バイオレンス—

東ティモールにおけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）は，東ティモールが国家として成立する以前から問題視されてきた。

以下では，DV被害を受ける女性の司法アクセスについて，非公式な紛争解決手続としての慣習法の利用と，公式な紛争解決手段としての反DV法の利用についての内容・利点・課

題を論じる。

## 2. DVに関する慣習法

東ティモールでは、現在急ピッチで法制度整備が進む中、いまだ紛争解決において、慣習法の果たす役割が大きい。

### (1) 慣習法における紛争解決主体

慣習法における紛争解決では、一般に、Chefe de Suco, Chefe de Aldeia, Lian Nain の三者が中心的な権限を担う。その他、教会の神父や村での年長者が、紛争を解決する権限を持つとされる。しかし、DV の案件は、大抵被害者と加害者の家族間で解決が図られる。家族間での調停が失敗した場合のみ、上記の紛争解決権限所有者の出番となる。Asia Foundation による 2008 年の調査(AF2008)によると、DV 事件の解決手段の使用割合は、以下のグラフのようになっており、家族の協力が重要であることが分かる。紛争解決の実権のほとんどを男性が握っており、女性の割合は2%ほどである(OPE2007)。地域社会では、宗教的な代表と政治的な代表が併存している（もともと、一部では重複も見られる。）。

### (2) 慣習法による DV 事件解決手続

東ティモールでは、結婚は女性と男性間の結びつきを意味するだけでなく、それぞれの家族を含めた密接な連帯関係を構築することを意味する。だから、夫婦間の紛争は、その家族同士の話し合い、すなわち、家族の長の話し合いにまずは掛けられることになる。家族間で解決しなかった紛争は、より上位の機関、すなわち、Chefe de Suco 等に持ち込まれる。事件は早急に解決されることが重要と考えられている。これは、東ティモールの社会秩序は家族間の価値の循環により成り立っていると考えられており、全ての犯罪はこの価値の正常な流れを乱すもので、一刻も早く解決しなければ社会全体が立ち行かなくなると信じられているからである。

加害者への罰には下記の四種類がある。

- 損害賠償金
- 権威者から道徳指導を受ける
- 大事な家畜などの贈り物をする
- コミュニティを妻とともに回るなどして、辱めによる反省を促されること

また、加害者への罰則が執行された後は、和解の儀式が行われる。宴が開かれ、両家が再び良好な関係に戻ったことを確認し、これをもって先祖も納得すると考えられている。つまり、加害者がどこかに閉じ込められたり、コミュニティから追放されたりするというような解決手段は原理的に存在しない。公式手続上の懲罰（例えば懲役や罰金など。）が、必ずしも社会秩序の再生を意味しないのに対し、慣習法による場合では加害者の社会復帰・社会秩序回復の効果が期待されるため、その点に関しては慣習法の有効性も否めない。

### (3) 慣習法による DV 事件解決手続に対する批判

#### ① 損害賠償金の支払いが被害者女性への補償になっていない

賠償金は、被害者女性に対してではなく家族に対して支払われる。また、夫が支払い

義務を負うことで、夫に経済的に依存している被害者女性は結果として経済的な損失を負うことになる。

② いわゆる上訴がやりにくい

例えば、宗教的権威によって下された結論に不服を申し立てたとすれば、そのコミュニティで神聖と扱われているものに対して反対することであり、その後もコミュニティでの生活を続ける女性にそのような意見表明を求めることは難しい。

③ 紛争解決手続への女性の不参加

判断権限が男性にあるので、いわゆる口頭弁論手続で女性が発言しても、男性による家父長的な判断がより重視され、女性の主張は無視されることが多い。

④ 慣習法による解決案の執行力の無さ

罰金を実際に支払わせたり、将来のDV再発を防いだりする実質的な強制力を、一般に紛争解決主体は備えていない。彼らの強制力は、道徳的な権威の大きさと、コミュニティ全体による圧力に求められるのみである。

⑤ 慣習自体から生まれる問題

社会秩序つまり価値の循環を乱したものが責められるので、DVの原因として女性の家事が不十分であったことなどが見られると、女性の方が悪いとされることがある。また、結婚によって形成される連帯関係を重視するあまり、DVの解決策として女性を男性から引き離すという手段を取る 것이 難しい。

#### (4) 慣習法によるDV解決手続の利点

一方で、慣習法による解決手続の利点も見られる。最大の利点は、コミュニティの秩序を保つことができるということである。このことは、小さく閉鎖的な村社会において極めて重要である。ほかに、下記のような利点が挙げられる。

- アクセスの容易さ
- 安価であること
- 親しみやすさ
- 普段用いられる言語を使うこと
- 迅速さ
- 正当性

### 3. 公式の紛争解決手続による解決—反DV法— (このセクションの脚註は文末に記載)

#### (1) 概観

東ティモール憲法は、section17において、男女の権利平等を定めている。また、Section 9では、国際条約や規約を順守しない国内法は無効となると定められており、東ティモール政府は女性差別撤廃条約を始め多くの女性の権利保護に関する条約を批准している。

これまで、インドネシア時代から新刑法の制定に至るまで、DVは、インドネシア刑法によって処罰の対象となっていたものの、実際にはインドネシア刑法によって処罰されていたケースは少なかった。DV被害の解決は、慣習法など、ローカルな方法に委ねられていた

(UNDP)。そして、それらの方法は、統一されたものではなく、女性の地位は不安定であった。かねてより東ティモールでは、国際社会から DV 問題を指摘されてきたこともあり、反 DV 法の制定を急ぐ必要があった（民法典よりも前に公布されている）(UNDP)。2009 年に制定された東ティモール刑法では、「配偶者に対する虐待」が非親告罪（public crime）として制定され、積極的な問題解決が期待された。

さらに、2010 年 5 月には、反 DV 法（Law Against Domestic Violence）が成立され、手続的司法アクセスが強化されるに至った。以下では反 DV 法について詳しく検討する。

## （2）反 DV 法について

反 DV 法は、前文にて、DV が東ティモール社会の中でこれまで長きにわたり問題となり、最も複雑な社会問題であることを指摘している。

法は全 42 条、全 7 章から構成される。以下、全 7 章とその内訳について、一部略)

第 1 章「総則」（目的、DV の定義、家族の定義）

第 2 章「基本原理」（平等原理、同意、意思能力のない者による同意の扱い、関与する専門家の行動原理、政府による PR 活動、情報公開、教育、研究）

第 3 章「協力機関」（政府による介入、関連団体）

第 4 章「被害者へのサポートと協力」（被害者へのサポート、保護シェルター、警察と検察の連携、緊急協力、直接協力、病院の協力、社会サービスの協力、警察の協力、司法における協力、リハビリについて、加害者への協力、パブリックディフェンダーによる協力）

第 5 章「紛争解決後の被害者への長期的な支援」（長期的支援を受ける権利）

第 6 章「刑罰」（処罰される DV について、非親告罪であることの規定、強制手段、刑罰、証人保護、守秘規定）

第 7 章「予備的な規定」

### \*重要規定\*

15 条：政府による被害者サポートセンターの設置

16 条：被害者サポートセンターの管理する保護シェルター

21 条：直接協力（被害届の提出や本法に規定される各種協力方法についてアドバイス）

24 条：警察による協力

25 条：司法による協力

37 条：強制手段

### 反 DV 法の特徴

反 DV 法は、DV の被害の防止と被害女性の権利保護を目的とする法である。特筆すべき点として、まず、DV を Public Crime にしたことが挙げられる（2011 P12）。

反 DV 法以前の該当する刑法の規則では、DV は告訴罪であり、被害者が告訴せずに、放置された事件が多かった。だが、反 DV 法では、DV は Public Crime とされ、被害者の告訴等を必要とせず、起訴することができるようになり、積極的に司法による解決ができるよう

になった (2011 P12)。

もう一点は、反 DV 法 25 条で、被害女性が弁護士かパブリックディフェンダーによる法的支援を受けることができる点を明文化したことである (2011 P12)。

問題点としては、反 DV 法には、被害女性を保護するためのシェルター等の施設について定めがあるが、これらは実際には整備されていないことである。したがって、これらを早急に整備することが求められる (2011 P13)。

加えて、DV 被害者に関わる関係者たち、例えば、法曹、医者、警察などが、反 DV 法を正しく運用するだけの知識を備えていないことが問題である (2011 P13)。

さらに、上記したように、DV 事件については、これまで慣習法やローカルなグループによって解決されてきたことから、今後反 DV 法と競合するおそれがある。

以上のように、反 DV 法が制定されたものの、形骸化する可能性は残っており、上記の問題点をクリアすることが、東ティモール政府にとって急務である。

### ・実際のケースの紹介

2012 年 7 月 28 日のニュース (East Timor Law and Justice Bulletin, <http://easttimorlegal.blogspot.com/2012/07/only-two-cases-of-domestic-violence.html>)

反 DV 法に基づき設置された被害者サポートセンター (VSS) の発表によると、2012 年 1 月からの半年で、115 件の DV 事件が報告されたが、そのうち 2 件しか法廷における解決に至らなかった。考えられる問題点としては、いまだ東ティモールでは検察制度が不完全であり、事件処理に時間が掛かることが挙げられる。したがって、実際に反 DV 法の効果が出るのはもう少し先になりそうである。ただ、VSS のコメントとしては、実際にケースを処理し、2 件ではあるが、司法による解決ができたことを、前向きに捉えたいとしている。

### (3) 女性の反 DV 法に基づく司法アクセスへの障害 (女性の内面的要因)

以上のように、女性の権利を保護する法制度は用意されているといえるが、司法アクセスの実態としては、被害者らは法制度を十分活用しているとはいえない。そこには DV はプライベートな問題として、外で話すことはタブーであるとされてきた文化や、ある状況においては暴力も正当化されるとの一般的な考えが影響している。

法制度を十分活用できないことの理由としては、

- 慣習法の存在
- 男性への経済的依存度が高いこと
- 社会的圧力
- 東ティモール社会における DV の認識

などの要因が考えられる。そのような要因の存在は、DV が非親告罪となる以前のデータであるが、2003 年には 179 件の DV 被害と 49 件の性的暴力被害がディリ警察に報告されているところ、それらのうち 104 件は、女性側の申出により、被害届が撤回されていることから推認できる (もしくは不起訴\*要確認)。

上記社会的要因のほかに、女性の司法アクセスへの障害として重要であるのは、司法へのアクセシビリティの低さである。

#### (4) 司法へのアクセシビリティの課題（外部的要因）

DV被害を受けた女性がまずアプローチする司法に関連する機関は、警察である。しかし、警察では、DVが家庭内や地域ごとの慣習法によって解決されるべき「小さな問題」であるという認識が根強い（P23 JSP2011）。したがって、女性が警察へ被害を提出しても、受理されないという問題が生じている。

次に、司法機関へのアクセスをみると、国内における通信手段の未発達や交通機関の不整備、裁判所の不足によって、司法機関へアクセスすることが物理的に困難であるといえる（P28, 29 JSP2011）。

さらに、たとえ司法機関へアクセスすることができたとしても、処理スピードが遅く、解決が長期化するという問題がある。多くのケースが、判決が出るまで6か月から1年を要している（P29 JSP2011）。

### V. Legal Aid 法草案—司法アクセス改善への希望—

2010年に司法省（Ministry of Justice）がLegal Aid法（「LA法」）の草案作成を開始した（2010 P14）。本法律は、経済的な理由で司法へのアクセスが限られている人々に対して法的扶助を提供するために制定されるものである（同上）。そこには、法的扶助の提供のために必要な機関の設置も含まれている（同上）。日本における総合法律支援法および法テラスに該当する制度・機関と考えられる。

LA法草案1条（訳：岡野，原文：2010 P14）

<目的と定義>

法律支援は、市民を庇護すると共に支援を与えることから成り、裁判所へのアクセスを推進することで、全ての人々が自らの権利を認識・行使・擁護することが、社会的・文化的・経済的な理由から妨げられないようにすることを目指すものである。

(Article 1 “Aim and Definition”)

Legal aid comprises the acts of protecting and providing assistance to citizens, aimed at promoting access to the courts to ensure that no person is prevented or obstructed from knowing about, implementing or defending his/her rights in court, due to social reasons, cultural status or insufficient economic means.)

本法律草案は、以下の項目を含む（2010 P14, 2011 P14）。

- 法廷での代理人を国が無償で提供
- 裁判費用の補助及び交通費の補助
- 司法アクセスのための宿泊施設、食事の確保

- 上記の扶助を得るためには、裁判所あるいは裁判官へ、経済状況を含めた扶助申請を提出しなければならない。この申請は、訴訟係属中のいつでも提出してよい。

現在本法案は、司法省において審議されている段階で、2010年の最初の草案の公開後、パブリック・コメントをもとに改正された最新版の草案が2011年6月15日付で公開されている(2011 P12)。JSMP<sup>2</sup>は、2010年及び2011年のレポートで、本草案が一刻も早く国会に提出・可決され、東ティモールが司法アクセスの充実に向けて進むことが不可欠としている(2010 P14, 2011 P13)。JSMPは、東ティモール国には経済的に困窮している人に資金援助をすることで彼らの司法アクセスを可能にする義務があるとし、その根拠として東ティモール憲法26条を提示している(2011 P14)。

LA法実施上の課題としては、以下の点が挙げられる(2011 P14)。

- 東ティモールには十分な私的弁護士がいない。現在、54人の弁護士がいるのみで、彼らはJudicial Training Centerでの訓練に2012年末までに参加しなければならない。2012年末までに訓練を修了できる弁護士はほとんどいないと推測され、訓練を修了しないと実務につくことができない。政府は訓練の期間を延長する政策をとる必要がある。
- 現在、地方都市と比べるとディリには多くの人的資源があるが、地方都市の人々にもディリにいるのと同じような司法アクセスを提供するために、司法省は地方の法律実務家を養成する施策を取るべきである。例えば、私的弁護士が地方で実務につくインセンティブを与えることである。

## VI. 非公式紛争解決手続（慣習法）と公式紛争解決手続（反DV法）—今後の議論—

女性にとっては、慣習法的紛争解決手段と、公法的制度の双方を活用することで、いわゆるフォーラムショッピングが可能となっている。そして、前者によって下された結論を、強制力をもって執行するために、公法的制度が用いられるのが望ましい。実際に、慣習法的紛争解決手続によって出された結論が、公的な裁判所により有効と認められ執行された事例もある。

一方で、男性にとっては、二重の処罰つまり慣習法的紛争解決手段と公法的制度の双方で処罰を受ける危険性が存在している。この問題を解決するために、双方の関係を規制する立法が必要となるが、その立法によって女性のフォーラムショッピングによる適切な紛争解決の可能性が奪われる場合もある。どのような立法がふさわしいのか、議論を要する場面である。

---

<sup>2</sup> Judicial System Monitoring Programme

## ■ 「インドネシアの司法アクセス」

慶應義塾大学法学部政治学科 4年： 中村 佳

早稲田大学法科大学院： 加々美 光

早稲田大学文化構想学部 4年： 佐藤 博香

インドネシアの司法アクセスについての概略的な説明をします。構成は、1. 基本情報、2. 民主化に伴う司法改革、3. 交通事故と離婚問題の解決を通じてインドネシアでの紛争解決の手段の一例を考えます。4. 司法を担う人材の養成制度について説明し、5. 最後に考えた内容をまとめます。

まずは、簡単に歴史を振り返ると、インドネシアは中国とインドという二つの大きな文明圏が交差する地理的な特徴のために、古代からさまざまな民族や文化の「交差点」でした。現代との関連で重要なものは、13世紀にイスラム教が伝播し多くの島々に浸透したことです。今日人口2億4,000万人のうち約90%がイスラム教を信仰しており、家族法を中心に法律においても大きな影響を与えています。

ヨーロッパが通商を求めてアジアへ進出する近代以降、インドネシアはオランダの支配下にあったが、第二次世界大戦中の日本の侵略を経て戦後独立を達成しました。近代国家としての戦後70年の歴史は、スカルノとスハルトという二人の指導者に彩られています。特に1968年から30年間権力の座にあったスハルトの影響力は大きく、彼の築いた権力構造を変革することがインドネシアにおける民主化の最大の課題でもありました。

次に、1997年のアジア通貨危機によって退陣を迫られたスハルト政権以降に行われた民主化の中で、司法改革がどのように進んでいるのかを考えます。

独立後に制定されたインドネシア憲法では、西欧型の三権分立は採用されず、三権を統合する機関として国民協議会が創設されました。この国民協議会は、国民に存する主権を全面的に代行するという憲法規定に基づいていました。一見すると「国民」という名前を冠する組織が三権をチェックする構造に問題はないのですが、ここには大きな欠陥がありました。それは、国民協議会のメンバーを選定する規定が存在しなかったことです。つまり、「国民協議会」という呼称にもかかわらず、国民による選挙を経る必要がなかったということです。そのため、スハルトは自らの支援者を国民協議会に多数送り、「イエスマン集団」として国民協議会を大統領に従属する機関に作り変えてしまいました。このような状況では、司法や立法は大統領に従属し独立した判断を下せなかったでしょう。

スハルト以降の大きな課題は、当然、このような統治構造を変革することでした。具体的には大統領への権力の集中を阻止し、三権の均衡を保つことです。そこで、実質的に大統領の従属機関となっていた国民協議会は立法府の一機関として象徴的な役割しか認められず、一方、裁判所には大統領罷免権限や違憲立法審査権を認めるなどの権限の強化が行われました。

次に、司法府内部の改革についてですが、インドネシアでは最高裁判所を頂点として、通常裁判所・行政裁判所・軍事裁判所・宗教裁判所という四つの系列が併存する司法体系を持っています。通常裁判所では一般民事事件、行政裁判所では公務員や国家機関の行っ



た行政処分に対してその名宛人が処分の無効を要求する事件など、軍事裁判所では国軍や警察の職務上の事件、宗教裁判所ではイスラム法、特に家族法に関連する事件がそれぞれ扱われます。これらの各系列に第一審を扱う地方裁判所と控訴審を担当する高等裁判所があり、全ての系列の最終審は最高裁判所が管轄します。

民主化以前の司法府も基本的には同じ構造ですが、裁判所の予算と人事を決定する権限が関連する中央官庁にあったため、「二重権力」状態（実質的には司法に対する行政の優越）が生まれていました。例えば、宗教裁判所の予算や人事は、最高裁判所ではなく宗教省が決定していました。このような司法の独立の侵害を解決するために、1999年の司法権基本法改正法によって最高裁判所が全ての裁判所を管轄することになりました。

個別の事例を通じて司法アクセスの一端を紹介します。交通事故については、日本と大きく異なり、警察への通報義務はありません。事故が起こった場合、その場で示談交渉を行います。軽微な事故であれば（「軽微」という判断も当事者次第）その場で解決し、話合いで決着のつかない場合は警察が仲介します。人身事故の場合も同様です。

離婚では、イスラム教の場合と他の宗教の場合で管轄する裁判所が異なります。ムスリムは宗教裁判所、それ以外は通常裁判所を必ず通さなければなりません。

法曹養成制度の説明に移ります。法曹三者になるための統一試験（日本の司法試験に当たるもの）は存在せず、弁護士会・最高裁判所・最高検察庁がそれぞれ独自に採用試験を実施しています。各試験の受験資格も当然異なりますが、共通していることは、大学の法学部で勉強し法学士の学位を取得していることです。この点も日本と大きく異なり、法科大学院に当たる機関は存在しません（ただし、いわゆる研究者養成としての修士課程・博士課程の大学院は存在する。）。したがって、法曹に従事するためには大学で法学教育を受ける必要がありますが、現在のインドネシアの高等教育就学率は21%で、マレーシア（32%）やタイ（45%）など他の東南アジア諸国に比べ低く、法曹養成を充実するためには教育一般の拡充も必要です。

さて、最後のテーマは「司法アクセス」となっています。しかしながら、ここで扱うテーマはかなり限定されたものです。日本がどのような活動を行ってきたかという点と、その活動の意義について少し考察してみたいと思います。

それでは、どのような点において日本がお手伝いすることができるのでしょうか。このことの参考になるのは、今までどのような活動を行ってきたかということです。日本とインドネシアは多くの交流を持っています。法務省のホームページにはこのような事柄が活動として記載されております。実際に、今年の8月にも法務省調査団が派遣されております。この調査団はインドネシアで和解や調停に関する講義を主に行っております。

これらのことから、少なくとも和解や調停といった制度において、インドネシア政府の支援の要望があるといえるでしょう。ここでは、その中でも和解制度について検討していきます。

一般にいわれているインドネシアの司法の問題点として、このようなものがあります。

最も問題なのは、司法に対する信頼感の問題でしょう。これは当然のことながら一朝一夕に解決される問題ではありません。

そもそも、民事訴訟は何のために行われるのでしょうか。それは、紛争の解決のためであると私は考えます。そして、紛争を解決するためには、当事者が納得することが重要です。いかに判決を下したところで当事者が納得しなければ、その紛争は本当に解決したとはいえないでしょう。判決を下した。執行がなされた。しかし、当事者は納得できず、その後も嫌がらせ等が続けた。このような状況で紛争が解決されたとはとてもいえないように思えます。

さて、この両者の「納得」を得るために和解は効果の高いものとみられています。和解とは、当事者の互譲、すなわちお互いに譲り合って成り立つものです。この譲り合いにより、お互いにある程度の満足感を得て、納得することが多いのです。この点に最大のメリットがあります。すなわち、当事者の納得した解決が図れるということです。

それは、「裁判所に行って紛争が解決した。」「裁判所に行って良かった。」という思いにつながり、裁判所への信頼も徐々にですが上がっていくのではないのでしょうか。

もちろん、反論もあり得ます。和解制度は、ある意味で超法規的な解決をさせることのできる制度です。当事者が合意すれば、法的にどのような解決をすべきかという問題を脇においておくことができます。このような解決を促進することは、法の支配を確立していく上でむしろ邪魔になるのではないかという反論です。確かに、法律を徹底していくべきという姿勢をとれば、この反論は納得のできるどころであります。しかしながら、私が今のインドネシアにおいて一番重要だと考えるのは、司法への信頼回復です。そのためには、和解という、法とは少し外れるにしても当事者が納得してくれるような制度を採ることも有用であると考えます。

この点は、非常に難しいところです。また、個人的には副次的なメリットであると考えますが、和解のメリットとして、以下のようなこともいわれています。例えば、上訴がないことなどによる紛争解決の時間的・金銭的費用の節減、裁判所の負担軽減です。そのため、上訴率の高いインドネシアにおいて和解は役立つ可能性が高いといえましょう。また、和解による裁判所の負担軽減により、事件の処理能力が上がることも考えられます。

一方で、和解を阻害するいくつかの要因もあると言われています。私自身はこれらに非常に懐疑的ではありますが、見ていくこととしましょう。

まず、判決の予測可能性の低さとの関係が挙げられています。訴訟をすれば勝てるかもしれないのに、なぜ和解をする必要があるのか、というものです。しかし、この問題は予測可能性それ自体の問題というよりも、裁判官への信頼感の問題であると考えます。すなわち、「この裁判官はこう言っているが、上訴審裁判官は違うように見るかもしれない。」ということです。これは難しい問題です。裁判官に対する信頼がなければ和解はうまくいかないからです。しかしながら、問題は、信頼がないからやらないのか、信頼を得るためにやるのかという点です。そして私は、信頼を得るためにやるものと考えます。そうする

と、この理由は、和解を阻害する理由にはならないかと思えます。

次に、裁判官側の問題が挙げられています。ここでは主に金銭的な面が強調されています。そもそも、こういったものが言われているだけで、少なくとも、私は裏付けとなる証拠のようなもの、例えば、賄賂をもらった回数であるとかの調査資料を発見できませんでした。

さらに、賄賂がもらえなくなるから和解は適当ではないというのはおかしな感じがします。そもそも、賄賂を率先していくのかどうかという問題から検討する必要があるでしょう。

一方で、このような状況のインドネシアにおいて和解を勧めることが果たして適切かという問題もあると思えます。日本でも言われている問題ではありますが、裁判官は、和解が成立しなかった場合には自ら判決を下す権限を有しています。そうした判決権限を背景とした和解勧告には強制力が働くのではないかという問題です。特に、この和解勧告を受け入れなければ自らが不利益を被るのではないかという疑念は生じるでしょう。

次に、弁護士についてです。弁護士については報酬体系について言われていますが、これはどうなのでしょう。報酬体系の問題というよりも弁護士の倫理の問題の気がします。事件単位で報酬を取っている国の方が、時間で費用を取っている国よりも和解率が高いのでしょうか。これも確たる資料を発見できなかったため、何ともいえません。個人的には、費用の形態の問題ではない気がします。

和解についてのインドネシアの方の意見がありましたので、それについて少し見ておきたいと思えます。まず、「当事者は紛争になっているから訴訟をしている。」というものです。これは、ある程度説得力がある問題であると思えます。もし当事者が尽くすべき協議を尽くして裁判所に来ているのであれば、そこで再び裁判所が和解を勧めていくことは時間の無駄ということにもなりかねないでしょう。問題は、インドネシアで裁判所に行くということがどのような意味をもっているかということでしょう。

次に、「当事者が拒否しているのに、それ以上勧めるのは妥当でない。」という意見です。これも説得力があります。特に、判決権限をもつ裁判官が和解を勧めるということの意味はいかほどかきちんと精査する必要があるでしょう。インドネシアにおける裁判官の意義というものを考える必要があります。

その他の問題として、私の個人的な考えを少しだけ。

まず、事件数が少ないです。これが一体何を意味しているのか。インドネシアの人々が牧歌的で紛争がないということの意味しているのであればそれは喜ばしいことです。しかしながら、まだまだ、特に地方では法の支配が行き渡っていないのではないかと、ということであれば、これは問題も含んでいそうです。

次に、訴訟費用が高い気がします。訴額自体は、それほど高くはないのですが、証人を呼ぶための費用が高いです。これは、群島国家であることに起因しているのではないかと私は考えます。すなわち、島の中の船賃、さらに船があまりなければ宿泊費もかさみます。

これらのことから費用が膨大になっているのではないかと。個人的には、電話による尋問制度等を取り入れる余地はないのかと疑問に思っております。

以上でインドネシア班の発表を終わります。

## ■ 「ミャンマーにおける司法アクセス ～社会の発展とそれに伴う法制度変化の実績～」

慶應義塾大学法学部法律学科3年： 布留谷 望

中央大学法学部2年： 田中 美咲

日本大学法学部2年： 北川 淳

日本大学法学部1年： 川端 一平

今回は、「ミャンマーにおける司法アクセス ～社会の発展とそれに伴う法制度変化の実情～」と題し、ミャンマーの司法制度の現状と問題点・課題を示していきたいと思っております。

では、まず、なぜ私たちがミャンマーを選んだかを簡単に説明します。

ミャンマーは、近年、民主化・市場経済化が進んでいるといわれ、日本でもよくニュースで伝えられています。実際に私がミャンマーを訪れた時も、交通量やショッピングモールの建立など、随所に経済発展をうかがわせるものが目につきました。このように急激な発展が進む国では、法律はどのように機能しているのかを知りたかったことが1点。さらに、ミャンマーは、日本とは違い多数の少数民族がいます。日本では歴史的にもほとんど存在しなかった少数民族の持つ慣習などが、制定法とどのように影響し合っているのかを知りたかったという点も挙げられます。

そこで、今回はミャンマーにおける「法律」「司法制度」の現状を、制定法と慣習法という2つの視点から見ていき、それらの問題点や課題を明らかにしていきたいと思っております。

その前提として、まずミャンマーという国について知っていただきたいと思っております。

では、まず、ミャンマーの基礎情報の要点を説明します。

ミャンマーの宗教は上座部仏教で、これが人口の90%を占めています。次いでキリスト教が5%、イスラム教が4%となっています。

ミャンマーには約135の民族がいます。一番多いのがビルマ族で人口の70%を占めています。次いで多いのがシャン族、カレン族です。少数民族で最近話題を集めているロヒンギャ族がいますが、皆さんご存じですか。ロヒンギャ族は、バングラディシュからの難民であり、異なる宗教を信仰しているという理由で、ミャンマー国内で彼らには市民権が与えられていません。また、バングラディシュとミャンマー両国内で被差別的地位に置かれ、難民扱いされているのです。

基礎情報の二つ目として、ミャンマーの歴史を紹介します。

1947年に初の憲法が制定されます。その翌年、ビルマ連邦が成立し、脱植民地化に成功しました。現在の軍事政権が成立するきっかけは、ネ・ウィン将軍による軍事クーデターです。ミャンマー国軍は軍事政権を敷き、社会主義政策をしばらく採ります。

しかし、1988年に大規模な民主化運動が発生します。この時、アウン・サン・スーチー率いる国民民主連盟（NLD）が結成され、軍事政権に対抗する政党ができます。これに対し、政府は、大学の閉鎖という対抗措置を10年以上取り続け、法曹の養成に大打撃を与えることになりました。

基礎情報の三つ目として、最近の民主化の流れを説明します。

1989年、アウン・サン・スーチーは自宅軟禁された状態で国民総選挙を迎えましたが、NLDの得票率は80%を超え、社会主義政党に圧勝します。その後、スーチー氏はノーベル平和賞を受賞し、国際的にその活躍が認められました。2010年になり、ようやく彼女の自宅軟禁が解かれ、今年9月にはクリントン米国務長官と会談し、明日（18日）はオバマ大統領がミャンマーを訪問し、スーチー氏と面会する予定とのことです。

民主化は、ここ数年で急速に進んでいるといえるのではないのでしょうか。

それでは、民主化といった社会の変化の中、法はどのように変化しているのかを見たいと思います。

ミャンマーには、元々、法典であるダマタツ、国王判決であるヤザタツ、司法判例集であるピヤットンといった、古来からの成文化された慣習法がありました。そこに、植民地時代において、イギリス法の継受がなされました。そして、イギリス判例法の成文化法典である「ビルマ法典」の制定がなされたのです。1947年の独立以降1955年までの制定法は、ビルマ法典の中への組み込みが行われていましたが、以降は、年次形式となり、組み込みはなくなりました。

法形成は、1962年の軍事クーデターから始まる、軍の政治への関与から、ミャンマーの独自色が強いものである、行政法規を中心とした、制定・改廃を行う形と変わりました。このような中、ビルマ法典は、部分的に廃止・改正がされましたが、変化を凍結したままとなり、現在でも効力を有するものを挙げるなら、基本法の刑法・刑事訴訟法・証拠法・民事訴訟法や、契約法・宗教ごとの家族法などの民法に当たるもの、清算手続規定がある会社法、そして、仲裁法、さらに、知財関連法である著作権法・商標法などといった法など、多々あります。2008年の憲法成立後の民政移管以降は、連邦議会が中心となり法の制定を行っています。

社会の変化、民主化・市場経済化に伴う、近年の興味深い法制定事例は、経済関連法で主に外国による投資を推進する法（パワーポイントにある経済特区法などがそれです。）や労働者の権利に関わっている労働組合法の制定です。

市民の権利に関する法制定事例で重要なものとして、労働組合法の成立について説明したいと思います。元々、イギリス法の継受による1927年労働組合法が存在はしていましたが、最近まで、あつて無きがごとくの状態でした。ここに2011年の法ができたことにより、政府に公式に労働組合の結成・ストライキが権利として認められ、実際に、都市部では、ストライキが起きたりしています。ただし、パワーポイントの方にありますように、一定の制約の存在はあります。

ストライキが起きるなど、権利の保護が進んでいると考えられますが、これは、都市部での話であって、少数民族の多い地方では、人権侵害の問題が存在します。事例を言うなら、軍が村人に反政府武装グループの設置した地雷を探させたり、物資を運ばせたり、また、紛争時に住民を盾代わりにしたりなどといったものが、難民の人たちから報告されています。このようなことから、難民の増加を招いており、彼らの保護は、主に NGO が担っているのが現状です。では、なぜ、これらの人権侵害に対して法的解決がなされていないのか。法曹の数が足りないからという単純な理由からか。そのあたりを見ていこうと思います。

ミャンマーにおける法曹人口は、弁護士約 3 万 5,000 人、裁判官約 1,500 人、検察官約 1,000 人となっています。特に弁護士については、日本の 2011 年度で 3 万 518 人と、ミャンマーの人口数を併せて比較すると、とても多く、数字上、市民は司法機関にアクセスしやすいと考えられますが、やはり、法的解決はなされていません。法曹人口の少なさといった単純な問題などではなく、根底において、そもそも司法への信頼が低いからだということが考えられます。

司法が十分機能を果たすための法曹の数は十分存在しているにもかかわらず、市民は司法を信頼していないためにアクセスしようとしていません。次に、その原因について、大きく三つに分けて考えていきます。

原因の一つ目として、法曹養成の実態の問題があります。法曹養成制度は、裁判官・検察官と弁護士で異なります。まず、裁判官・検察官について見ていきます。裁判官・検察官になるためには試験を受ける必要があります。筆記試験を受けた後に面接があり、その後、9 か月間の修習を行い配属、という流れになります。

前述の筆記試験を受けるための要件については、法学士の号を持つこと、そして 27 歳以下であることが必要となります。この法学士は、大学の授業に出席し、毎年の試験を受けていれば取得できます。また、授業を通して法学部の生徒は法律知識を丸覚えさせられ、自ら法律を深く思考する機会も与えられていません。試験も穴埋めの形式であり、非常に容易に取得できることが分かります。

弁護士の養成制度についてですが、弁護士には 3 種類あり、最高裁判所への出廷資格のある法廷弁護士、最高裁判所以外の裁判所での出廷資格のある上級司法書士、そして法廷では活動のできない普通の弁護士があります。

先ほどの裁判官・検察官と異なり、下位の普通の弁護士になるには、試験が必要なく、また年齢の制限もありません。しかし、上級司法書士になるためには、最高裁判所での出廷資格のある法廷弁護士の下で 1 年間の実務経験が必要となります。また、上級司法書士として 3 年間働けば、法廷弁護士となる試験を受ける資格を得ることができます。こういった弁護士の中で位置付けの違いはあるものの、弁護士になることは裁判官・検察官と比べてもより容易です。このような理由から、先ほど提示した法曹の数の中で弁護士の数が非常に多くなっていることが分かります。しかし、一人一人の弁護士の質に関しては疑問

が生じます。また、大学教育に関しては、2011年度に私立学校登録法が制定されたことにより、今までは国営の大学のみで行われていたのですが、これが大きく変容することとなりました。これにより、前述した従来の国教化政策からの脱却の兆しが見えたといえます。

次に、司法の信頼が薄い二つ目の原因として、司法機関の不透明性があります。その例として、この四つが挙げられます（スライド参照）。

四つ目の政府の訴追意思の欠如については、人権問題に関して弁護士が申出を行っても政府が裁判所に働きかけ、対応させないという事実があります。こういった現状から、弁護士にとっても国を相手取る訴追は仕事にならず、市民からの依頼を断ってしまうという実態があります。この四つの司法の不透明性の例から、政府の司法への介入の問題が明らかとなり、司法の独立が危ぶまれています。

この司法の不透明性の原因となっているのが、国軍権力の存在です。この国軍権力が健在している背景にあるのが、2008年度に制定された新憲法です。この憲法には、国軍権力を保持する規定があります。

その条文の一例として、国軍の国政介入及び権限維持を規定する第一章6条(f)項があります。ここには「国軍が国家の国民政治の指導的役割に参画することを常に目的とする」と規定されており、軍政が政治、経済、外交に干渉することが明記されています。このように憲法には国軍権力を保持する規定がありますが、それを改正するには困難な現状があります。それが、憲法上規定されている、議会における国軍議員の配分の問題です。憲法改正には全議員の4分の3の賛成が必要ですが、憲法の規定上、議会の4分の1以上は国軍議員で占められます。これにより、この憲法自体を改正しようにも困難であることが分かります。

この憲法の改正については、多様な民主化の形がある中で、様々な意見があります。民主化とは一言でいっても、その形態は国により多様です。日本を例に見ても、民主化に移行するまでは何十年もかけて民政移管をしてきた歴史があります。欧米や日本の民主化の成功の結果を、ミャンマーの民主化の過程に当てはめるのは現実的には困難ではないかという意見もあります。しかしこれを改正した方がいいという意見が強いのが現状です。

これを打開するには、国軍権力を弱めていく必要があると考えます。そのためには、上からの改革が求められます。民主化の制度が整った国では、下からの改革、すなわち、市民から制度自体の改革を行っていくことが可能です。しかし、現行憲法上、ミャンマーではその形態を取るのには困難です。そこで、国軍議員の配分を少しずつ減らしたりするなど、国の立法機関によって行う上からの改革が必要あると考えます。それによって、司法の独立も実現されると思われれます。

最後に、原因の三つ目として、法知識の格差が挙げられます。現在、ミャンマーで法律が制定・改正された際には、国営紙にそれを記載することにより告知しています。しかし、その国営紙は政府関係者しか手に入れられず、大使館の方でさえも法律の改正を知らなかったという話もお聴きしました。つまり、国民の大多数は、自分たちの権利を把握しきれ

ていないといえます。そこで、近年、その現状を打開するために期待を寄せられているのがビルマ弁護士協会（Burma Lawyer's Council）です。ビルマ弁護士協会の活動内容としては、①人材育成、②法知識普及、③カウンセリング（HPにも相談用のアドレス有り。）などがあります。ビルマ弁護士協会は非公式の団体ですが、非公式だからこそ動ける部分があるのも事実です。しかし、非公式であることの最大のデメリットは金銭面です。お金が集まりにくく、思うように活動ができていない現状があるそうです。やはり今後は、国の活動としてより積極的に法知識の格差を埋める努力をする必要があります。

その他に考えられる司法への信頼をおとしめている原因をいくつか挙げてみます。

(a) 申立人の保護措置の欠如 これは、自分たちを苦しめている国という侵害者に対する申立てをすることで何か制裁を加えられるのではないかとおそれ、訴えられない人もいるということです。

(b) 上告の不認可性 ミャンマーでは、法律上、三審制が採用され、上告も認められています。上告を認めた例は、あまり存在していません。このことから、司法への信頼低下が予想されます。

(c) 訴訟費用 裁判所への事例の登録時や、実際にそれを裁判で取り上げてもらう時など金銭が必要になる場面がとても多いです。日本では考えられないような場面で金銭を支払う必要があります。

(d) 判決の形式性 初めから有罪にするものとそうでないものが決まっていることが多いという意味です。弁護士も、量刑を減らすことのみを力注ぎを得なくなります。

このように、多くの要因が存在しているといえます。どんなに立派な制定法が存在していても、やはり社会の実態とのそごは大きいようです。

そのそごを補うようにして各民族ごと、宗教ごとに慣習法が存在します。主に家族法などの分野です。例えば、ミャンマー人仏教徒家族法という慣習法を日本と比較しながら見てみましょう。婚姻の成立について、日本では婚姻届などが必要とされますが、ミャンマーでは当事者の合意のみで婚姻が成立します。届出や儀式、村長の裁定などは必要ありません。それに伴い、離婚の方式も異なります。日本では離婚届が提出され離婚が成立し、慰謝料や親権などの裁判がありますが、ミャンマーでは「婚姻していたこと」の証明がない限り、離婚も相手方に慰謝料を請求することもできません。婚姻が意思のみで成立するため、離婚という名に基づく不当な慰謝料請求などを避けるためです。ちなみに、離婚後の財産分与は男女平等でなされます。また、相続についてもミャンマーでは特殊性があり、遺言が認められていません。

このように、独自性ある慣習法が存在し、うまく機能しています。とすると、制定法にこだわる必要はないのではないかとこの疑問が生まれます。

しかし、やはり慣習法のみには任せてはおけない理由がたくさんあります。

(a) 統一法典による秩序維持 刑事罰など、人道的な面まで慣習に任せてしまうのは妥当ではなく、統一する必要があります。



(b) 国の発展促進 何か経済政策などを打ち出す際に全ての民族の慣習を考慮すると議論・政策の進行が鈍化していくおそれがあります。

(c) 国際社会への適応 外国人は慣習法など知り得ず、予期せぬ罰を与えられてしまうおそれがあります。

(d) 地位の固定化からの脱却 慣習法とは、言い方を変えると身分が固定化しうとも表現できます。すなわち、個人の自由な経済活動が阻害されるおそれがあります。

このように見ていくと、やはり、制定法と慣習法との調和が求められてきます。しかし、それはとても難しい問題であり、ミャンマーでも激しい議論がなされています。ここで、他国の事例ですが、両者の調和を図ったと思われる事例を紹介します。それは、巡回裁判所と呼ばれるものです。大まかにいうと、これは、国家機関としての裁判所が慣習法が機能する村へ行き、慣習法を考慮に入れながら制定法で裁定するというものです。こうすることで司法をより身近に感じてもらえて、信頼回復にもつながるのではないのでしょうか。

ミャンマーに司法に関する今後の展望としては、市場経済化に伴い、制定法の増加が見込まれると思われます（IT関連法、環境関連法）。それらの分野についても、今後もずっと市民の司法アクセスに関する問題点を分析していきたいと考えております。その際、注意点として「司法アクセス」という言葉を一つの概念として捉えるのではなく根拠法（制定法・慣習法）、市民の地位（裕福・貧乏）、事件の性質（民事・刑事）などを個別に考慮して、司法アクセスというものを検討していく必要があるものと思います。

以上、ここまでミャンマーにおける司法アクセスの現状を制定法・慣習法という視点から見てきました。

最後に、ミャンマーと司法に関する抜本的な問題に触れて終わりにしたいと思います。

皆さんにとって法律とはどのようなものでしょうか。権利を守ってくれるものですか。自由を与えてくれるものですか。行動を規制するものですか。難しいものですか。様々な意見があると思います。しかし、ミャンマー人にとっては「自分たちの権利を侵害し、苦しめるもの。」なのです。これが、私が現地でヒアリングをしたミャンマー市民の法意識の実質です。これは、歴史的にみて、法律は国家が恣意的に成立させ国民から生活物資を搾取するようなものであったという事実に基づきます。私たちが真に解決すべきは、この根底に存在する先入観なのではないのでしょうか。その解決のための具体的方策は、今後の私たちの検討課題とさせていただきます。皆様へも問題意識を提示したところで私たちの発表を終わらせていただきます。

## ■ 「LAO PDR ～ラオスの司法アクセスの現状～」

慶應義塾大学法学部法律学科 3年： 住谷 恭平  
4年： 根岸 佑樹  
4年： 渡部 友里

### I 序論

まず、ラオスの司法アクセスの現状について端的に申し上げ、その後、ラオスの概要、司法データ、裁判所以外の司法機関、現在、ラオスで行われているリーガルエイドについて述べる。そして、最後にラオスという国がどこに向かっていくのかということと市民の法意識について述べ、まとめに入る。

## II ラオスの司法アクセスの現状と課題

第一に、今のラオスの発展と法整備のスピードは、ラオス人のペースに合っていると考える。ただ一方で、ラオスの司法アクセスの問題として私たちが指摘したいのは、政府の意識や司法体制といったラオス社会の方向性と、ラオス市民個人の法意識がうまくリンクしていないということである。ラオス社会としては、法治国家を推し進め、“法”の浸透を図りたいのに、一部の市民は自分が権利を持っているということを知らないなど、両者の間に隔たりが存在していることが、今回調べたデータから浮かび上がってきた。なぜこの隔たりが存在するのか、それをこれから探っていきたい。

## III ラオスの概要

### 1 人口・経済

ラオスの概要について、重要な部分をピックアップして述べる。

ラオスの人口は、2011年時点で629万人、人口年齢層は極めて若く、国民の半数が20歳以下である。また、経済面では、ラオスは現在、順調に経済成長を遂げており、過去5年間の平均経済成長率は7.9%、2011年1月には株式市場が開設された。

### 2 政治体制

また、ラオスは国家主席を元首とする人民民主共和制をとっている。ラオス人民革命党による一党独裁体制を敷き、一院制の国民議会が全権を掌握している。社会主義国なので、基本的に三権分立の考え方は採用されていない。

また、2010年時点の統治機構図をまとめた資料を見ても分かるように、全ての機関が国民議会から出ている。裁判所は、以前は司法省の管轄下にあったが、2003年の憲法改正により、司法省から実質的に独立した。

### 3 歴史と政策

次に、ラオスの歴史と政策について述べる。1986年に、ラオスは新しい政策を導入し、それが経済開放化への契機となった。それを軸に、ラオスは社会主義政権をベースとしつつ、資本主義を一部導入することにより経済を発展させてきた。それに伴い、多くの法整備が必要になった。

特に、近年の動向としては、1991年に憲法が成立、1997年にASEAN加盟、今年の10月26日には158番目の国としてWTO加盟承認、11月5日にはアジア欧州会議の第9回首脳会合を開催するなど、ラオスは国際化に力を注いでいる。

#### IV ラオスの司法データ

次に、ラオスの法律、法曹、フォーマルな司法の利用状況についてのデータを見ながら、ラオスの司法アクセスの現状を述べたい。

私たちは、司法アクセスを「上」つまり国からと、「下」つまり市民目線からとに分けて捉えている。まず、ここでは、そもそも国がどんな司法システムを提供しているかを考えていく。

##### 1 法律の制定状況

まず、ラオスの法律の制定状況だが、ラオスには、現在、憲法及び88の法律が制定されている。また、2005年10月までに、60の政令、首相令及び諸決定が制定された。しかし、ラオスにはまだまだ法律制定の余地があるといえる。

##### 2 ラオスにおける法律制定の特徴

また、ラオスの法律制定の特徴としては、以下の2点が挙げられる。

一つ目は、1975年の建国から1991年の憲法制定まで、ラオスは法律ではなく、事実上、行政命令によって統治されていたということである。例えば、民法については、1990年を中心に、世界銀行の支援の下、短期間のうちに制定されたものが、現在のラオスの実質的な民法となっている。

二つ目は、2000年代に入ってから、特に、経済分野で多くの新しい法律が作られてきたという点である。安全取引法や関税法が例として挙げられる。

##### 3 法曹人口

次に、ラオスの法曹に着目していく。まず法曹人口についてまとめる。

2012年のデータで、弁護士159人、ラオス弁護士会で研修中の弁護士が33人、検察官が348人、裁判官が375人となっている。また、人口10万人当たりでは、検察官5.5人、裁判官5.9人、弁護士が2.5人となっている。日本のデータと比較しても分かるように、ラオスでは、弁護士が、裁判官・検察官と比べて、相対的に割合が低くなっている。このように、ラオスでは法曹人口が少ないという量的な側面もさることながら、法曹の知識の不足といった質的な側面も課題として挙げられる。これは司法アクセス改善に向けた重要課題である。

##### 4 ラオスの法学教育機関

次に、実際、ラオスではどのように法曹の養成をしているかを見ていく。

そもそも、ラオスでは統一筆記司法試験制度は存在しておらず、各司法関係機関にて職員の採用を行った後に、それぞれの機関内で研修を行っている。そこで、ラオスの法曹への道の第一歩として、そもそも法律を学びたいと考えた時に、ラオスにどのような機関があるのかを見ていく。ラオスの法学教育機関は、ラオス国立大学法政治学部、国立チャンサーパック大学法政治学部、司法省付属の法科大学の3つである。その他、法曹になるためのルートとして、外国の大学などへ留学して学ぶ方もいることがインタビューの結果からも分かっている。

## 5 法曹養成

次に、具体的にラオスではどのようなルートで裁判官、検察官、弁護士になることができるのか、一般的なルートについてまとめていきたい。

第一に、裁判官、検察官についてだが、そもそもどのような人がそれらにふさわしいか、人民裁判所法 55 条、人民検察院法 50 条でそれぞれ資格の要件が示されている。

「裁判官は、25 歳以上のラオス市民で、強い政治的コミットメントを持ち、良い人格で国の方針に忠実でよい道徳的で、法律の教育または研修を受けたもの」

「検察官として任命される者及び捜査官として任命されるものは、25 歳以上のラオス市民で、強い政治的コミットメントを持ち、良い人格で国の方針に忠実でよい道徳的で、法律の教育または研修を受けたもの」と規定されている。

この二つの条文からは、資格要件は示されているものの、明確な任命基準の定めがないことが分かる。

では、いったいラオスではどのように裁判官、検察官にふさわしい人間を養成し、任命しているのか、さらに詳しく見ていきたい。

まず、ラオスで裁判官になる流れだが、裁判所のテクニカル・スタッフ（ウィサカン）から始まり、アシスタント・ジャッジを経て、裁判官へと昇進するのが一般的な流れとなっている。資料を読むと、きちんとした規定があるように見える。

しかし、裁判官になるための統一的な国家試験はない上、法律学の学位も必須でないことが問題である。ラオスの裁判官の中には法律問題のトレーニングを十分に受けていない者もあると言われており、この点はラオスにおける司法アクセスの阻害要因にもなっている。

次に、検察官になるためのプロセスについてだが、ラオスでは、捜査官から検察官になるルートが一般的である。まず、法学教育を受けた新卒の学生が人民検察院に採用された後、2 か月間の研修を受けて、検察官の下で働く「捜査官」として勤務する。そして、「捜査官」として能力を認められた場合に検察官に任命されることになっている。

次に、弁護士の養成について見ていく。

弁護士になるためのルートは、裁判官、検察官とは大きく異なる。特に、弁護士になるには、弁護士資格を取得する必要がある。その取得のためには、ラオス弁護士会でのインターン生として6 週間のトレーニングコースを履修する必要がある。さらに、研修後にインターン弁護士として、1 年間の見習い研修期間を経て、司法大臣から弁護士免許が発行され、弁護士になる。

## 6 法曹の給与

先述したが、ラオスでは、弁護士の割合が相対的に少ないという現状がある。ラオス国立大学法政治学部では年間 3,000 人の卒業生がいるにもかかわらず、リーガル・トレーニング・プログラムの参加者は 2012 年で僅か 24 人だった。その要因として、ラオスでは、弁護士を始め法曹の給与が少ないという点が挙げられる。そこで、司法データの一つとし

て、法曹の給与についてまとめたい。

まず、裁判官・検察官の給与だが、裁判官の給料は人民裁判所から、検察官の給料は人民検察院から出ている。かつては、司法省が予算管理していたが、2003年から独立している。給与の額は、1か月70ドル～150ドル程度で、公務員は皆同じ基準となっている。その他、手当や現物支給もある。

続いて、弁護士の給与だが、個々の弁護士と依頼者との交渉で決まるのが一般的である。国別指標にも記載したが、弁護士の年間給与は4,000ドルとなっている。

## 7 司法システム

最後に、ラオスの司法データとして、フォーマルな司法である人民裁判所の利用状況についてまとめていく。特に、第一審裁判所への提起の件数、裁判に掛かる費用、裁判の期間の3点に着目していく。

まず、第一審裁判所への提起の件数だが、2012年のデータでは民事裁判2,000件、商事裁判が500件、家事裁判が1,000件、刑事裁判が3,500件となっている。さらに、ラオスでの裁判に掛かる費用についてだが、具体的には訴訟費用と弁護士費用を合わせたものとなる。特に、弁護士費用は個々の弁護士との交渉で決まり、弁護士会の規則や法律での報酬の規定はない。そして、裁判の期間については、第一審に提起された民事事件が1年以内に解決される割合が5～10%であるというデータがある。

## V セミフォーマルな司法 —村紛争調停機関 (VMU) —

それでは、次に、これまで見てきた裁判所、つまりフォーマルな司法から視点を変えて、より身近な司法について述べたい。ここでは、特に、村紛争調停機関 (VMU) を取り上げる。

ラオスの村々には、もともと、村内の紛争を村長が調停によって解決してきたという伝統があり、VMUは、それを国家公認の機関として組織化したものである。VMUは、ナイバンと呼ばれる村長によって統括され、民事紛争や軽微な刑事事件を取り扱い、近年増えている離婚についても、協議離婚なら取り扱いができる。

## VI リーガルエイド

次に、現在ラオスで行われているリーガルエイドについてまとめていく。特に、ここではUNDPとラオス弁護士会による活動、Lao Women's Unionという女性保護団体の活動に焦点を絞って述べる。

まず、そもそもLegal Aidとは何かについてだが、リーガルエイドとは、日本語で「法律扶助」の意味である。ラオスでのリーガルエイド・プログラムが始まったのは最近で、UNDPにより、2007年に首都ビエンチャンで、Legal Aid Clinicがオープンした。リーガルエイド・クリニックで行っている内容は、村内での法律の普及、無料電話相談サービス、クリニックでの無料法律相談がある。また、無料訴訟代理サービスもあり、これはクライアントの給料が少ない場合、もしくは、クライアントが社会的に傷つきやすい人（女性・

子供・身体的障害者・少数民族)である場合に受けることができる扶助である。クライアントの裁判所への交通費(旅行費)やその他の出費も補助される。

Legal Aid Clinic in Vientiane では、2011年11月までに254人の人々にアドバイスをし、そのうち、74人が実際の無料訴訟代理サービスを受けた。その他、地方へのリーガル・サービスなどもある。

次に、その他のリーガルエイド機関として、ラオス女性連合という女性の権利保護団体を取り上げる。これは1995年に公式に設立された社会的組織で、憲法7条に記載されているラオスの国家システムの一つである。ラオスでは、慣習法の影響などで女性の権利が侵害されている場面が多く、ラオス女性連合はそのような女性とその子供の権利保護を目的としている。女性連合の活動内容として、例えば、カウンセリングセンターは首都ビエンチャンに設置されていて、法的アドバイスや精神カウンセリング、女性や子供の一時保護などを行っている。また、裁判において使える証拠を一緒に考えたりもする。

これまでラオスの概要と司法システムの現状、リーガルエイドについて述べた。

ここからは、今後、ラオスという国がどのような方向に進もうとしているのか、それに対するラオス市民の法意識の現状はどのようなものなのか、ということに着目していく。

## Ⅶ ラオス国家の方針

まず、ラオス国家の方針だが、ラオスは「2020年までの最貧国脱却」という目標を掲げている。2011年3月に開かれた第9回党大会では、これまで以上に市場経済メカニズムに適合させた党運営を行うとし、「人民の、人民による、人民のための法治国家」を国の方針に挙げた。「法治」の対象を党にまで拡大するとともに、党内の政策決定手続を一部明文化し透明性を高めるなど、より「民主的」な方針を表明した。また、2011年4月の国会選挙では、党路線を具体化する立法府が誕生し、6月の国会では、政策を執行する行政府が新たに誕生している。今後、ラオスは更なる経済発展とともに、「法治国家」という国の姿を目指すことがうかがえる。

## Ⅷ 市民の法意識

次に、国家の方針に対して、下からの司法アクセスとして、市民の法意識はどうなっているのかを述べる。まず、司法体系の認識度についてみていく。様々な機関で支援がされている中、どれくらいの人々がその存在を知り、問題が起こった時にその機関から救済を受け、彼らの権利が守られているかが、市民の司法体系の認識度からうかがえる。

ここでは、2010年1月から2月に UNDP と LBA の協力のもとラオスの主要な4つの県(Khammouane, Oudomxay, Sekong, and Vientiane), トータルで8つの市の24村で行われた調査結果を紹介したい。600人の市民を対象にし、約半数が女性となっている。

### 1 最も存在が認知されている司法機関

まず、一番知られている司法機関について調査した結果は、78.7%の人が慣習法システムに頼ることが可能という意識で、その次がVMUで72.2%、公式な司法システムである裁判所が65.5%だった。このことから、裁判所の存在を認識している人は意外と多いといえる。しかし、その認識度も地方にいくとやはり低く、一概に認識度が高いとは言えない。その分、地方は慣習法に対する人々の認識があるため、この調査結果では、慣習法システムが一番頼れる機関となったのだと推察できる。

## 2 裁判所へのアクセスを妨げるもの

次に、ラオスの人々が公式な司法機関にアクセスできない理由には多くの原因があるとして、裁判所へのアクセスを妨げるものについて述べたい。

まず、知識不足が35.2%で、困ったときにどこに行ったらいいのか、誰に相談したらいいのか、どうやって所有権、財産の訴えを考えたらいいのかなどの知識不足が挙げられた。そのほかに、貧困の19.9%、汚職の19.9%が多く挙げられている。

## 3 裁判所へのアクセスを妨げる四つの要因

これらをまとめると、アクセスを妨げる主要因として、「貧困」、「慣習伝統の優先」、「地理的要因」及び「法律制度に対する不信」が挙げられる。

まず、貧困について、VMUは、1回の開会につき25,000～100,000キップ掛かるが、これはラオス人の1か月の給料に相当している。しかし、それでも裁判所よりは、はるかに安い。

次に、慣習伝統の優先について、ラオスでは社会的関係や調和を維持するために市民の間で、和解や仲裁が多くなされている。特に小さい村では、慣習・伝統が優先されるため、裁判所へは行かない現状がある。その例として、外国人との賠償問題が起きたときに、民族の慣習との認識の違いが発生することが挙げられる。そのほかにも、婚姻・離婚制度で国が定めるラオス家族法とラオスを代表する民族であるモン族の慣習の違いなどが挙げられる。モン族の慣習では、強制結婚があるほか、例えば、女性が離婚を望む場合、結婚後に得た全ての財産を手放さなければならないなど、女性に不利なものが多く存在している。このことは、国家の法がモン族の人にまで普及していない状況にあるといえ、それはまた、モン族の人の司法アクセスを妨げているともいえる。このような、国家の法とそれぞれの民族の慣習法との間にギャップがあるということを問題として指摘したい。

さらに、地理的要因としては、インフラ面の問題が挙げられる。最近になり、142から39の地区裁判所に統合され、この統合が更に人々の居住場所から裁判所を遠ざけ、裁判所に行くための費用・時間が増大してしまった。

また、法律制度に対する不信の問題として、裁判官の判断・執行の弱さが挙げられた。資料によると、警察や裁判所は、法律に基づいて判断していないという主張も挙がっている上、村の権力者の圧力で裁判の結果が左右されたりする現状も指摘されている。

## 4 市民が最も信頼できるもの

それでは、ラオス市民が本当に信頼して利用するものとはいったい何なのか。データで

は、最も信頼を集めたのが郡地区の行政職員、次に政治家、そして、法律専門家とナイバンが同率で3位となっている。ケースごとに調査した統計からも、圧倒的にインフォーマル機関、特にナイバンという村長に頼る人が多いことがうかがえる。それに比べ、VMUや裁判所という人は少なくなっている。

## IX ラオスの司法アクセス

### 1 現状のまとめ

最後に、ラオスの司法アクセスの現状はどうか、課題は何なのかということを変更して見つけ直したい。

第一に、ラオスの司法アクセスの現状について、まず、ラオスでも平和な紛争解決は可能だということがいえる。VMUなど、問題が起きた時に相談しに行き、解決できる各機関がラオスには用意されている。村内で解決することも、ラオスの人自身がそれで納得すればそれは全く問題ないことである。裁判所にアクセスしやすいということが、一概に市民と法が近いとはいえない。

しかし、弁護士以外が裁判に立てる、村長の強い権限、有害な慣習法が存在するなど、曖昧な制度の下で守られるべき人権が守られていないという状況、さらには、慣習法と裁判所の狭間でアクセスできない人が存在していることが問題なのである。

第二に、ラオスでは、市民に対するリーガルエイドは多方面から行われており、市民の意識に働きかける努力、法を普及させる努力は多くなされている。しかし、それが思っている以上に実際の市民の生活環境と意識にリンクしていないという点が問題として挙げられる。

### 2 改善のために

では、どうすれば先ほどの問題点が改善されるのか、私見を述べたい。まず、今のラオスの発展の現状、スピード（ラオス人のペース。）で今後もやることは、ラオス人に合っていると考えている。しかし、ラオス社会は、現在、急速な経済成長を迎えており、規制法や社会保障制度など、多くの法律が必要となっている。

この点、政府は「法治国家」の実現を掲げ、国全体に法を浸透させることを目指しているが、国がその方針を実現させるためには、一人一人の市民のしっかりとした法意識が必要になる。つまり、国と市民両方の意識がつながってこそ国の発展は可能となるのである。

しかし、ラオスではこれまで見てきたように、慣習法の強い影響などにより、自分がどのような権利を持っているのかを知らない市民が多く存在している。また、現地で行ったインタビューを通じて感じたことは、必要以上の発展を望まない、今のままでよいという意識が一部の市民の中にあるということである。このような国と市民の間の隔たりこそ、ラオスの司法アクセスにおける問題点といえる。

では、なぜこの隔たりが存在してしまうのか。私見としては、①ラオスの法曹・公務員の司法に対する知識理解・教育不足、②ラオスの民衆が抱く、政府機関、個々の人権、そ



して法曹の役割についての理解不足，③慣習と国家の法制度のギャップの問題といった点が，市民の信頼や市民の権利に対する考えを妨げ，ラオスの司法アクセスに大きな影響を与えていると捉えている。これらの改善が，ラオスの司法アクセスをさらに発展させ，良いものにしていくのではないかと，という問題提起を結びとする。

■「カンボディアにおける司法アクセスの現状と限界」

神戸大学大学院 国際協力研究科： 櫻井 智子  
森田 淳至  
イン・ジュン



# カンボディアにおける 司法アクセスの現状と課題

2012年11月17日

神戸大学大学院 国際協力研究科(GSICS)

制度構築論ゼミ：櫻井智子・尹珺・森田淳至

@慶應義塾大学

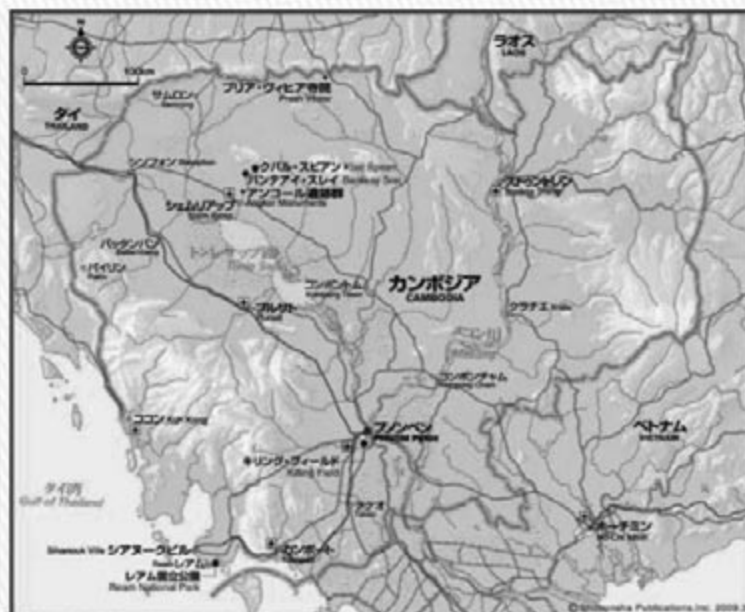
# はじめに

1. 歴史的背景(憲法史を通じて)
2. カンボディアが直面する現状
3. カンボディアにおける「司法アクセス」の現状
4. 具体的事例(土地に関する紛争)
5. 「市民の司法アクセス」改善への課題
6. 参考資料

2

## カンボディア概要

国名:カンボディア王国  
首都:プノンペン  
人口:約1500万人  
民族:クメール人95%  
宗教:仏教(一部イスラーム)  
言語:クメール語  
現行憲法施行年:1993年  
GDP一人当たり:\$900  
成人平均識字率:約86%  
平均余命:62.4歳



# 1. カンボディアの歴史的背景(憲法史を通じて)

- 1.カンボディア王国憲法(1947-1970)  
近代的立憲君主制
- 2.クメール共和国憲法(1972-1975)  
共和制・親米政権
- 3.民主カンブチア憲法(1976-1979)  
ポル・ポト政権＝法ニヒリズム
- 4.カンブチア人民共和国憲法(1981-1989)  
社会主義憲法・ベトナムによる法整備支援
- 5.カンボディア国憲法(1989-1993)  
※UNTAC(国連暫定統治)(1992-1993)  
改正憲法:自由主義への移行期・社会主義の終焉
- 6.カンボディア王国憲法(1993-)  
国際社会の影響下で制定。豊富な人権カタログ盛り込む。  
「君臨するが統治しない」(7条1項)君主制。

4

## 2. カンボディアが直面する現状

### 社会主義から脱却し、自由主義へ

- ▶市場経済化により、外資導入
- ▶私有財産制の導入に伴う急速な法典化  
(民法典や民訴法典を法整備支援により起草)
- ▶今までにない問題が浮上  
(土地紛争等)
- ▶社会の変容  
(貧富の格差拡大、拝金主義、財産犯罪の増加等)

5

## 3-1. 現在の主な法整備状況

- ▶ 憲法(1993)
- ▶ 刑事法: 刑法(2009)・刑事訴訟法(2007)
- ▶ 民事法: 民法(2011)・民事訴訟法(2007)・  
土地法(2001)
- ▶ 経済法: 投資法(1994)
- ▶ 社会法: 労働法(1997) 等

## 3-2. 法曹人口(2011年)

- ▶ 裁判官: 271人  
⇒ 10万人あたり: 1.8人(日本18.9)
- ▶ 検察官: 144人  
⇒ 10万人あたり: 0.9人(日本11.9)
- ▶ 弁護士: 754人  
⇒ 10万人あたり: 5.0人(日本  
163.1)

6

7

## 3-3. 裁判所

- ▶最高裁判所: 1 (プノンペン)
  - ▶控訴裁判所: 1 (プノンペン)
  - ▶地方裁判所: 23 (各州)
- ⇒支部が存在しない、控訴裁判所が1つしかない!

### 【参考】

- ▶憲法院: 1
- ▶軍法会議: 1
- ▶クメール・ルージュ特別裁判部: 1

## 裁判所の組織機構図

### 司法官職高等評議会

国王、司法大臣、最高裁判所長官、最高裁判所所屬検事総長、控訴裁判所長官、控訴裁判所所屬検事長、互選された裁判官3名



## 3-4. 国民の立法・司法参加状況

- ▶ 裁判員制度
- ▶ 国民審査制度
- ▶ 検察審査制度  
⇒ いずれもなし！
- ▶ 弾劾制度  
⇒ 司法官職高等評議会

10

## 4. 土地紛争：背景と概要

- ▶ 大企業による住民強制退去の事例
- ▶ 私企業に対するコンセッションとしての国有地の貸与
- ▶ 所有権が不明確な土地は国家に帰属
- ▶ 占有権の無視
- ▶ 違法な自力執行

11

## 5. 「司法アクセス」改善への課題

- ▶法令・制度：基本法・制度は整備されつつある
- ▶司法省・裁判所：裁判所数は少ない、予算不足
- ▶法曹：法曹人口の不足、能力の不足
- ▶教育：民主主義・人権教育の不徹底
- ▶国民の立法・司法参加：  
    民主的立法制度はあるが運用は不備  
    国民の司法参加制度はなし

12

## 6. 参考資料

### 【日本語文献】

- ▶ 四本健二(1999)『カンボジア憲法論』勁草書房
- ▶ 四本健二「カンボジアにおける司法改革」(小林昌之・今泉慎也編(2002)『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所)
- ▶ 四本健二(2004)「カンボジアにおける近代的行政機構の発展と行政改革」関西大学法学研究所
- ▶ 杉浦一孝編(2007)「研究成果報告書第7巻 法整備支援と司法改革」名古屋大学法制国際教育協力研究センター
- ▶ 鮎京正訓編(2009)『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会
- ▶ Human Rights Now(2012)「カンボジア事実調査報告書」

13

**ご清聴ありがとうございました**



**THE END**

15



#### 4. 研究者・専門家の方からのコメント&ディスカッション

##### ■市橋教授：名古屋大学法政国際教育協力センター長

「全8チームよく勉強・研究されていた。ただ、司法とは「裁判所」を意味するため、司法アクセスを考える際には通常各国の裁判所へのアクセスについて調べるのだが、今回の発表は裁判所へのアクセスではなく、紛争が起きた際の裁判外の手続（ベトナム：和解組，中国：人民調停，東ティモール：リサ，ラオス：VMU など。）にばかり触れていた。すなわち，国家の制定法・裁判所などではなく，伝統的な村落共同体や行政体が解決を行っていて市民もそれにアクセスしているということを述べ，それと制定法・裁判所とを比べていた。」

「これらをまとめると，多角的に法的なものが併存し（国家制定法やインフォーマルな法システム。），お互いが利用しあったり，ぶつかったりしている。これを接合理論でいうと，脱臼状態が起こっている。この制定法と慣習法をどう組み合わせるのが問題であり，難しい。例えば，低賃金の労働者による市場活性化をイメージすると，それと同時にその低賃金労働者の保護（貧困問題など。）が必要となっていく，そこには共同体が必要となる。つまり，国は共同体の解体と接合を考えてやらなければならない，コンバージョンはやはり難しい。」

##### ■大河内先生：神戸大学教授

「何を紛争解決の最終目標にするのか，チームごとに見方の違いがあり面白かった。インフォーマルな紛争解決の場合，取りあえず丸く収めることが優先されたりと主観（当事者の満足）で決められていることがある中で，その紛争解決の終局的目標をどこに置くのかという違いが，国ごとの制度の違いに現れてきているのではないかと思う。」

「しかし，今回のテーマが具体的なのか一般的なのかが分からない国もあり，分かる国もあった。なぜその国でそのトピックを選んだのか。そのトピックがその国における法整備一般を指し示す事例なのか。特に，東ティモールにおけるDV問題，カンボジアにおける土地の問題，ウズベクにおける離婚問題などについて，なぜそのトピックを選んだのかをお聴きしたいです。」

##### ○東ティモール班

「東ティモールは，資料がなかなかないため，今回は，資料の充実度の違いからDV問題を選んだ。しかし，逆にいえば，資料がある分，そこに着目されているのではないか（重要なのではないか。）と考えた。DV問題だけで一般的な解決策を述べようとしたわけではない。東ティモールの一つの重要な問題が，公的機関からどのように扱われているかを丁寧に分析しようとしただけ。問題の一つ一つにそれぞれの解決策があるはずである，と考えている。」

## ○カンボジア班

「土地問題が、変化しつつあるカンボジアの状況を一番的確に現したものでないかと考えたから選んだ。社会主義から自由主義の流れの中で、私的所有が認められた土地で強制退去などの問題が起こり、人権にもつながるもの。今でもカンボジアの新聞を賑わせているのは土地問題であり、最も司法アクセスという分野において需要があるのではないかと思う。」

## ○ウズベキスタン班

「マハラというコミュニティの存在を皆さんに伝えたかった。また、ウズベキスタンでは離婚問題が非常に増えてきているが、伝統的に離婚はよくないとされている中で、なぜ増えているのか疑問に感じたことも理由の一つ。今後、隣人間の紛争にもマハラが関わってくる可能性もあり、マハラがより一般的なものとして説明される余地もあると思う。」

### ■四本先生：神戸大学教授

「工夫されたパワポ、プレゼンで大変よかった。しかし、離婚やDV、土地問題などは、どこの国でもある。もし時間があつたのであれば、もっと離れたところから 이슈別に研究するとその国の問題の特色が浮かびあがつたのではないか。」

「基礎情報と報告本体部分（司法アクセス。）とのつながりをもっと意識すればよかったのではないか。例えば、インドネシアの裁判所の数、島の数などを比較すると、どこを強化すれば司法アクセスが改善されるかが見えてくるのではないか。東ティモールにおいて人口の95%がカトリックなのだから、教会が紛争解決のよいチャンネルとなり得るのではないか。」

「アジア諸国の司法アクセスについて、それぞれの国によって違うし、国内においても多元的であるため、司法アクセスをどう統合するのか考えるのがとても難しい。その難しさをもっと伝えてほしかった。また、社会的弱者にとって使い勝手の良い制度であってほしい。もっと青年の声、積極的な意見があればもっと良かったのではないだろうか。」

### ■中村教官：法務省

「司法アクセスを、単なる紛争解決機関の利用という狭い意味にとどまらず、法の普及をも含めた広い意味で捉えている班もあり、とても興味深かった。それぞれの国の状況は違うが、報告を聞く側としては、例えば、多くの班がインフォーマルないしセミフォーマルな紛争解決を取り上げていたことなどから、各国の問題状況を比較しながら聞くことができ、その意味でも良かった。」

「ウズベキスタンについて。マハラの前調停の証明がないと訴えを裁判所が受け付けてくれないとあるが、その実質的根拠をどのように考えるか。これはウズベキスタンに限ったことではないが、現実の法整備支援を考える上において、法的根拠がない中、実務におい

てなぜそのような運用がなされているのか、背後にどういう事実があるのかを考えてみるのは大切なこと。文献にも載っていないと思われるが、想像でもよいので是非考えてみてほしい。」

#### ○ウズベキスタン班

「マハラの実証書が法律の根拠なしに必要な理由は、裁判所側の問題が一つ挙げられる。離婚の問題は、裁判官にも負担になるため、和解機関を設けてその事案を延長させる意図がある。証明がないと、マハラに受入れられていないのではないかという風に捉えられてしまう。」

#### ○中村教官

「マハラの実証書で得られた情報は裁判所に引き継がれるのか。」

#### ○ウズベキスタン班

「マハラ実証書委員会で審議になったものは、文書化されて裁判所に送られ（暗黙の内に）、それが実証書類に含まれる。」

### ■江藤教官：法務省

「資料がとても詳しく感動しました。東ティモールやミャンマーは資料が少なくとても苦労したと思われますが、御苦労様でした。全体の評価として、法曹育成や法案起草ではなく、なぜ日本の法整備支援であまり行っていないローカルジャスティス、コミュニティ調停について着目したのか、その動機は何か教えていただきたいです。」

「また、なぜ途上国においてこんなにもローカルジャスティスが浸透しているのか少し考えてみてはどうか。途上国でこんなにもローカルジャスティスが浸透している理由は、司法制度のせい弱性と表裏にあるのではないだろうかとは私は考える。司法制度がせい弱化しているために、ローカルな部分に人々は頼るのではないだろうか。」

「逆に、中国ではローカルジャスティスが完全に法制化されているところもある。ベトナム、中国、ラオスといった社会主義国が、集中してコミュニティ調停を法制化しているのも面白い点である。おそらくは、末端まで国の指導をいきわたらせるということだろう。」

「さらに、ローカルジャスティスに関して、刑事も含めるのか否か（その区別方法はどうか）。ベトナム、中国は含めないが、ラオスは軽微な刑事事件は含めるということだった。ウズベキスタンのコミュニティ調停における適正手続の視点は面白い視点であった。」

「中国について。裁判監督制度について、検察院の監督があるということだったが、裁判所による監督もあるし、当事者の再審の申立てもある。そこも含めて、選択肢が広いということも述べてもよかったのではないかと。中国は監督しているが強度の監督をしているわ

けではないと思う。また、(中国のみならず、他国においても)判決の公平性について、発表にあった地方保護主義の問題は中国で重要な点であり、よかった。最近改正された新民事訴訟法において、判決文の公開が新たに導入された。判決文だけでなく理由も公開されるということで、この点につき公平性の担保するための強力なツールになるのではないか。」

「東ティモールについて。DV問題は、現在問題となっていることが多く、良い着眼点であった。基礎情報の部分で、最高裁はまだ存在していない。ディリに控訴裁判所が一個あり、その控訴裁判所が上告審を兼ねている。東ティモールの裁判所は、ディリに一つと他4つの地方裁判所ということである。」

#### ○ベトナム班

「なぜローカルジャスティスに着目したかという点、今回は、司法アクセスという課題ということで、国民がどれだけ司法に近付けるか、紛争が起きた時に国民が法的な手段を使ってどれだけ解決できるかという点に着目したためである。ベトナムにおいて、裁判所や裁判制度はしっかりとしているが、「国民に近い」ということでベトナムにおいて和解組について着目した。」

#### ○ウズベキスタン班

「なぜローカルジャスティスに着目したかという点、まず司法というものが『上』にあり、『下』に市民があると考えて、その『間』にマハラというものが存在し、それを介して司法に行くということであったため、今回はマハラに着目した。ウズベキスタンは、伝統的にマハラを使って紛争を解決しようという考えがある。(紛争がいけないから、裁判を使って解決するのは良くないとして)自分たちの知っている範囲で解決する。ちなみに、隣人内の紛争解決にマハラが役立っていると考えている人は91.2%、家族内問題への解決にマハラが役立っていると考えている人は69.0%いる。国民の多くが、家族内にマハラが関わることを認めているが、6分の1が否定しているという現状もある。これは、マハラ役割の変化なのか。なぜそのように変化したか、というものを司法制度と関連して学びたかった。」

#### ○中国班

「本来、民事紛争は調停で解決するという風潮が根強く存在した。そこで、調停手続の延長として判決手続などを見ていこうと考えた。特徴として、自分たちの身近な範囲での解決のみならず、上の権威を示すという側面がある。これは法治主義とは対立するような制度であり、特に共産党は、必ずしも法律の手続によって解決したくないという気持ちが存在する。その対立を描こうとした。」

「社会主義国の共通性について(なぜ社会主義国なのにコミュニティ調停などを認める

のか。)は、社会主義国には国家の支配を調停を通じて及ぼすという側面もある。しかし、人民主義を訴訟に及ぼしたいという意識があるのではないか。」

#### ○東ティモール班

「基本的にはベトナムと同意見。東ティモールは、歴史の浅さが顕著で、司法制度ができたばかりでせい弱なものである（リソースもない）。そこで、これを分析することは不可能と考えた。現在は弁護士 50 人程度だが、元々は国中にお触れを出して法律の専門家を探し出しても法学部卒のような人間が 8 人いる程度だったところからスタートしている。つまり、まだまだこれからの国。」

「東ティモール独立前から法整備支援の枠組みは確立していた。だから、国連が東ティモールに支援する頃には慣習法の必要性を分かっている、国連が関わった憲法の中にも慣習法の存在を認めている（完全に矛盾しない限りは、それを認識する。）。つまり、先進国の制度を移植するという考え方は、古くなってきている。」

#### ○ラオス班

「村落調停組織になぜ着目したかという点、裁判所にどのようにアクセスできるのかを調べたところ、貧困、慣習、法律への不信から裁判所をあまり利用していなかったという事実が分かった。それならば、どのようにこれまで紛争解決を図っていたのかを調べたところ、村落調停組織が出てきたため、そこに絞った。」

「社会主義国の共通性についてだが、ラオスは、民主的な方向にも向かい始めているという印象がある（市民の意識の統一の困難性を政府が感じているのではないか。）。そこで、慣習法なども考慮に入れつつ調和を図るようになってきているのが現状。村落調停組織から裁判所へ、という流れを予定しているように思える。参考までに、CFV (Case Free Village) という事例を紹介する。これは、一定期間村内で犯罪がなければ、政府から表彰されるというもの。政府も村全体での取組を推奨しているため、村と制定法とをいかにコネクタさせるかに意識を向けていることが読み取れる。」

#### ○ミャンマー班

「ミャンマーでは、法案起草自体は容易であり、問題なのは運用の場面。そして、運用における公的側面には憲法が深く影響しているが、改正が困難なため長期的な活動しか見込まれない。今の時点では、より動きやすいローカルジャスティスの方が大きな動きがあるのではないかと考え、ローカルジャスティスに着目した。」

#### ■佐藤直史さん：JICA（国際協力機構）

「法律家の数を増やした方がよいというのは、本当にその国の人々が求めていることなのか。例えば、一般家庭の方は弁護士を必要としているのか。私自身、今のところ、弁護士

の数を増やしてほしいという希望を聞いたことはない。つまり、弁護士の数之多さというものは手続的正義の実現のためには確かに必要であるが、アジア諸国の方々が本当に求めているものは手続的正義なのか。今回の発表は、日本・欧米の法律家の視点が強く出すぎているように感じるため、次年度以降、その点に注意してほしい。」

「リーガルエンパワーメントという部分が、JICA 法整備支援の根幹となってきた。これは、人々がどのようにアクセスするのか、という人々の主体的側面を重視している。」

### ■松尾先生：慶應義塾大学教授

「今日の報告が完成形態ではなく、今後も継続的に活動し、補完と蓄積をしていきたい。今回は、自分たちが担当した国のことを中心に調べたが、他国の発表を聴いて、比較表を作るために確認した共通指標のほかに、新たな分析視点も生まれたはずである。例えば、土地制度、婚姻形態、離婚、伝統的コミュニティの役割と国家の司法制度との連続性・非連続性、日常生活への宗教の影響度、習俗などである。そうした視点を、自分が担当した国に当てはめて分析してみるとどうなるのかを考えてみるとよいだろう。その相互比較の中から、どのような法状況や法整備が、どのような自然的・歴史的・文化的・政治的・社会的条件の下で経済的・政治的・社会的な発展にどのような作用を及ぼすかがより明確になってくるだろう。そうした基礎的な考察を通じて、どのように法整備支援を行うべきかという応用問題への展望も見えてくるように思う。」

また、民事訴訟における職権主義のように、同じような現象でも国によって程度や動態には差があるはずである。中にはしだいに当事者主義への動きを見せている国もある。そうした相違の原因や変化の原動力はどこにあるのかを分析し、他国のケースと比較することにより、自分たちが担当した国の特徴を正確に位置付けることが有益である。

さらに、法整備支援の方法を考える前提として、そもそも政府や一般市民の意識による『法』の捉え方の違いを明らかにすることも重要である。」

### ■会場からの質問：東京会場

#### ① 弁護士法人サリュ 富山さん

##### (a) ミャンマー班へ

「ミャンマー国民の法意識を変えることが必要とおっしゃっていたが、今後、経済発展を遂げていく上で諸外国からの資本が増加し、その資本活動によって自分たちの人権が侵害されるという印象を国民は持つのではないか。その中でどのように法意識改革をするのか、具体的意見を聴きたい。」

##### (b) 東ティモール班へ

「加害者の隔離など、予防法規的な刑罰はないのか。反DV法を充実させることよりも、女性の経済的自立を支援することの方が法整備として重要なのではな

いか。」

② 山下さん（慶應義塾大学法科大学院）

ウズベキスタン班へ

「家裁設置の理由として、職業裁判官だけで行う審理により公平性を担保することで外国人も利用しやすくするとおっしゃっていたが、今ある制度だけでそのような運用も可能なはず（例えば、マハラの書面をなくす。）。とすると、家裁を設置する意味がなくなるのではないか。設置したとしても、結局職業裁判官の中から家裁の裁判官が選ばれ、似たような制度になってしまうのではないか。」

③ 名古屋大学 小川さん

「法社会学は、コミュニティにおける紛争解決と深く関わる。それは、農業のあり方によって規定されることが通常である。コミュニティは社会主義構造のみならず、産業構造に由来する部分もあるはずなので、今後、視点として産業構造も頭に入れてほしい。」

■質問に対する回答：東京会場

○ミャンマー班

「外国投資法の改正により、確かに外国資本は増加する。これは国には利益があるが、工場などを建設するために地方の土地を強制収容するなどの問題が発生するおそれは拭えない。では、どのように国民の法意識を変えていくかについてだが、人々の意識を変えられるものは制度・法律ではなく人と人とのつながりしかないと考える。これまでは、弁護士・司法の側が国民目線に立っていなかったための長期隔絶が起こってしまっていた。もし裁判官や弁護士などが政府の圧力から思うように行動できないのであれば、自分たちのような学生がボランティアとして地方に行き、法律云々ではなく、純粹に交流をして信頼関係を築いていくことが大切なのではないかと考える。」

○東ティモール班

「加害者隔離の方策が必要という点では同感。だが、東ティモールのコミュニティ形成の中で最も重要なのは結婚であり、家族と家族が一つの連帯感を形成する行為（女性が嫁ぐことが価値の流れである。）として把握されている。そこから価値の循環が生まれ、それがコミュニティの安定性を生むといえる。とすると、DV が起きたときには「女性」という価値の欠損部分を何かで補てんしようという考えであり、かつコミュニティの安定性も維持したいがために隔離もできないのではないか。一応、刑法による隔離、反DV法による隔離などが実際に隔離させる方策としては予定されてはいる。」

「女性の経済的自立を支援することは必要だとは考えるが、それを何によって実現するかは難しい話であり、必ずしも法律の分野での議論ではないのではないかとも思う。」

#### ○ウズベキスタン班

「家裁を作る意味はないというのも一理ある。それでもなお家裁設置を解決策として挙げた理由として、ウズベキスタンでは家族関係を重視しているのだからそれに特化した裁判所が必要なのではないか、という意識がある。また、法曹人口を増やす方策を実施しているとのことで、新たにこれから法曹養成をしていく中でそれらの分野に特化した裁判官を育成することも考えられるため家裁設置を提案させていただいた。」

「また、マハラは都市部でも形骸化してきている現状。調停委員会の人もマハラのことをあまり知らないため、信頼関係は薄い。それならば、職業裁判官に判断してもらう方が信頼されるのではないか？という考えも根底にある。」

### ■会場からの質問：名古屋会場

#### (a) カンボディア班へ

「土地に関する紛争について、裁判官が占有権などの民法上の概念を理解していたらどの程度国民の権利が守られるのかの具体的説明がほしい。」

#### (b) インドネシア班へ

「弁護士や裁判官が和解に協力的になるためにはどうすればよいのか。」

### ■質問に対する回答：名古屋会場

#### ○カンボディア班

「実体的な権利が認められたとしても、執行面でもさらに別個の問題がある。実効性の判断については、資料が集まっていないのが事実です。」

#### ○インドネシア班

「和解を進めるべきか。進めるべきとして、どうすれば弁護士や裁判官の意識が変わるか。それは、和解のメリットを勧めること。そして、和解のメリットとは当事者の納得が得られることを指す。また、裁判官の負担軽減という側面もある。」



## 5. 閉会の辞

国際民商事法センター・事務局長 北野貴晶

「若い世代の方に法整備に参加してもらい、理解を深めてもらうことが今後の課題。キックオフセミナーが始まり、サマースクール、シンポジウムと年間通して活動が続くようになったため、点だったものが線になってきている印象がある。また、今回のシンポジウムは、これまでで最多の8か国を取り上げた。近い将来の支援対象国も含め、共通の切り口で横断的に見るという画期的な取り組みである。今回は各チームの発表を比較することでいわば横軸の学習の機会であったが、今後も継続することで情報が蓄積し、いわば縦軸でも学習していければよいと考える。この学生のシンポジウムを中心に、今後、法整備支援に興味を持つ学生のネットワークが広がることに期待している。」

### \*付記

2012年5月のキックオフ・セミナー、8月のサマースクールを経て、そこで集まった法整備支援に関する活動に興味がある学生が主体となり、今回のシンポジウムが開かれました。法整備支援に関するシンポジウムは3年前から毎年行われていましたが、今年から学生主体によるシンポジウムに移行し、学生が中心となって運営・発表の準備をしてきました。

例年、参加する大学の数は2～3校と少ない規模で行われていましたが、今年の参加大学は、関西・関東の学校を含む全8校と全国規模に拡大し、法整備支援に関する活動に関心や興味がある学生がより幅広く参加・聴講する形となりました。

初めての試みということで、発表形式や内容に多くの課題が残りましたが、発表当日は各グループしっかりと準備をし、多くの方々の御協力を得て無事に成功させることができました。また、御来場いただいた皆様からの質問も活発に飛び交い、本当に充実したシンポジウムになったと思います。

今回の反省点などを活かし、これからも法整備支援という分野に触れ、活動の幅も広げていきたいと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

なお、本稿に掲載されている「学生発表」の部分について、CALE（法政国際教育協力センター）のHP (<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>) に別途資料・PPTが掲載されています。  
(住谷恭平)